第38回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2023年3月24日(金曜日) 午前10時 (受付開始午前9時)

場 所 ザ・プリンス パークタワー東京 地下 2 階 ボールルーム (東京都港区芝公園四丁目8番1号)

議決権行使も招集ご通知 閲覧もスマートフォンで簡単

議決権行使をする!



招集ご通知を見る!



こちらの「QRコード」又はURL (https://p.sokai.jp/2914/) よりアクセスいただきご参照く ださい。

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役5名選任の件 第4号議案 取締役の報酬等改定の件

<株主提案(第5号議案から第8号議案まで)> 第5号議案 定款一部変更(子会社の管理)の件 第6号議案 定款一部変更(上場子会社への天下りの

禁止)の件

第7号議案 定款一部変更(上場子会社との間におけ

るCMSによる資金貸借の禁止)の件

第8号議案 自己株式の取得の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、 当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、 一律に従前どおり書面でお送りしております。 なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送 付形式が決まり次第、適切な方法にて株主様へご案 内差し上げる予定です。

株主総会のお土産はご用意しておりません。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を 賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第38回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、経営理念である「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきており、2022年度は、たばこ事業を中心とした力強いモメンタムにより、過去最高水準の実績となりました。

「4Sモデル」を追求していくことこそが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主様を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。

また、自然・社会・個人の様々なスケールで非連続な変化が起こり、事業環境の不確実性・複雑性がますます高まっている状況下において、当社グループが持続的な存在であるための方向性を明確にするものとして、この度JT Group Purposeを策定いたしました。

具体的には、当社グループが未来において社会から求められ、かつ、長期に亘り価値を発揮し続けていくべき領域を「心の豊かさ」であると同定し、この領域を任され、貢献し続けていきたいとの考えから「心の豊かさを、もっと。」をJT Group Purposeの全文は次頁に掲載しておりますので、ご覧ください。

時代や人により多様で変化していく「心の豊かさ」の領域を今後も社会から任され、貢献できる存在であり続けるため、当社グループは絶えず進化してまいります。

2023年3月 代表取締役社長 寺畠正道



代表取締役社長

弄自正道

JT Group Purpose

心の豊かさを、もっと。

私たちJTグループは、これまでずっと、 心豊かに生きるための「とき」と向き合ってきました。

科学やテクノロジーの進化、価値観の多様化。 どんなに時代が変わっても、私たちは、 今ここにある何気ない瞬間にも喜びを見つけられる、 心の豊かさを大切にしたいと思っています。

ありのままの自分を認められる「とき」 大切なひとと喜びを共有する「とき」 それぞれを認め合って、高め合って過ごす「とき」 そんな素晴らしい「とき」の積み重ねが、 素晴らしい毎日をつくり、素晴らしい人生をつくる。 そしてきっと、社会、世界、未来までをも、よりよくしていく。

JTグループは、提供してきた心の豊かさを、次のステージへ。 より多くのお客様やパートナーと、さまざまな事業や取り組みを通じて、 社会に心の豊かさを育んでいきます。

「今日もよい一日だった」と感じられる心豊かな社会のために、 私たちができることのすべてを。

Х	Ŧ				

目次

招集ご通知
第38回定時株主総会招集ご通知・・・・・・・・・・ 5
インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内・・・・・9
インターネットによるライブ配信及び11
事前ご質問受付のご案内
株主総会参考書類(議案)
株主総会参考書類・・・・・・13
事業報告 ※ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。
I. 企業集団の現況に関する事項・・・・・・・・・・・・ 51
Ⅱ. 会社の株式に関する事項・・・・・・・・・・ 71
Ⅲ. 会社役員に関する事項・・・・・・・ 72
Ⅳ. 会計監査人に関する事項・・・・・・・・82
Web 会社の新株予約権等に関する事項
Web 業務の適正を確保するための体制等の整備についての
決議の内容の概要及び当該体制の運用状況
連結計算書類
連結財政状態計算書·····83
連結損益計算書・・・・・・・・・・・84
Web 連結持分変動計算書
Web 連結計算書類の注記
計算書類
貸借対照表・・・・・・・・85
損益計算書・・・・・・・86
Web 株主資本等変動計算書
Web 計算書類の注記
EF-1-10 H-
監査報告
連結計算書類に係る会計監査人監査報告・・・・・・・・・・87 会計監査人監査報告・・・・・・・・・・89
会計監査人監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■ □□ X → □□ + X □

Web

このマークの事項は、法令及び当社定款第17条第2項の定めに 従い、書面交付請求の有無に関わらず、当社ウェブサイト及び 東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご 通知には記載しておりません。

スマートフォンで議決権行使をする!

- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓面倒なID・パスワードの入力が不要

詳細は「インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内」(9頁)をご覧ください。



スマートフォンで招集ご通知を見る!

当社では、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議 決権行使ウェブサイトにアクセスできる「スマート招 集」を導入しております。

以下の「QRコード」又はURL (https://p.sokai.jp/2914/) よりアクセスいただきご参照ください。





株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 寺 島 正 道

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.jti.co.jp/investors/stock/meeting/index.html



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本たばこ産業」又は「コード」に当社証券コード「2914」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送によって議決権を行使することができますので、2023年3月23日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます(インターネット・郵送による議決権行使方法は9頁から10頁をご参照ください。)。

敬具

記

2023年3月24日(金曜日)午前10時 1 H

東京都港区芝公園四丁日8番1号

2 場 所

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

報告事項

- 1. 第38期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)事業報告の内容、連結計算書 類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第38期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)計算書類の内容報告の件

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役5名選任の件

第4号議案 取締役の報酬等改定の件

決議事項

<株主提案(第5号議案から第8号議案まで)>

第5号議案 定款一部変更(子会社の管理)の件

第6号議案 定款一部変更(上場子会社への天下りの禁止)の件

第7号議案 定款一部変更(上場子会社との間におけるCMSによる資金貸借の禁止)の件

第8号議案 自己株式の取得の件

招集にあたっての決定事項

日的事項

- ●インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行 使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行わ れた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ●ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主 提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、 修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ※電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知には、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、次の事項 を記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制等の整備についての 決議の内容の概要及び当該体制の運用状況
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結計算書類の注記」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の注記」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一 部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部で あります。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

株主様へのお願い

●株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、インターネット又は郵送による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

<会場における対応のご案内>

- ・今般、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当社から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。
- ・会場内での感染症予防として、アルコール消毒液の設置及び受付でのサーモグラフィによる体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ご入場後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出 をお願いする場合もございます。
- ・会場の座席は、引き続き一定の間隔を空けた配置とすることから、ご用意できる席数が限られております。その ため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・事業・商品紹介コーナー等は中止とさせていただきます。
- ・従来実施しておりました飲料水(ペットボトル)の配布は控えさせていただきます。
- ・なお、運営スタッフは、検温を含め体調を十分確認したうえで、引き続きマスクを着用のうえ、応対させていた だきます。

株主総会の運営についてのその他ご案内

- ●当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書を会場受付にご提出ください。 また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ●代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。 なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ●当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者(手話通訳者を含みます。)の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳者を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、3月17日(金曜日)までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。
- ●株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ●株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。また、インターネットによる事前のご質問をお受けいたします。詳細につきましては、11頁から12頁をご参照ください。
- ●株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内

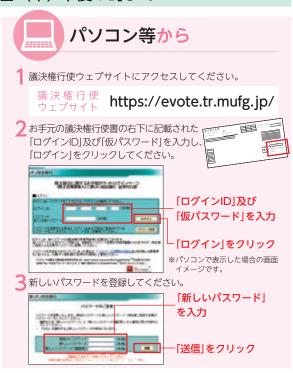


インターネットにより議決権を行使される場合

スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトにアクセスしてい ただき、替否をご入力ください。

行使期限 >>>> 2023年3月23日 (木) 午後6時まで





以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合せ願います。

システム等に関する お問い合せ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

1 0 1 2 0 − 1 7 3 − 0 2 7 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



郵送により議決権を行使される場合

本株主総会招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書に、賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 >>>> 2023年3月23日 (木) 午後6時までに到着



こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

<会社提案>

第1号・第4号議案

第2号・第3号議案

賛成の場合∶「賛」の欄に○印

全員賛成の場合:「**賛」の欄に**○印

反対の場合: 「否」の欄に〇印

全員反対の場合「否」の欄に〇印

一部の候補者を反対される場合

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を()内にご記入ください。

<株主提案>

第5号・第6号・第7号・第8号議案

賛成の場合:「**賛」の欄に○印** 反対の場合:「**否」の欄に○印**

第5号議案から第8号議案は株主様からの ご提案です。取締役会としてはこれらの議 案いずれにも反対しております。

- ◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取り扱い
- (1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによるライブ配信及び事前ご質問受付のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けに インターネットによるライブ配信を行います。



スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により株主総会オンラインサイトにアクセスしていただき、ログインIDとパスワードを入力のうえ、ご覧ください。

1 配信日時

2023年3月24日(金) 午前10時~株主総会終了時刻まで

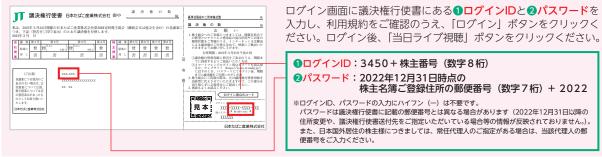
※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前(午前9時30分)頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株主様認証画面(ログイン画面)で必要となる「ログインID」と「パスワード」をあらかじめご用意のうえ、以下の株主総会オンラインサイトにアクセスしてください。



議決権行使書をご参照のうえ、ログインください。



※株主総会オンラインサイトにて、視聴環境テストを事前に行っていただけます。

3 ご留意事項

- ・株主総会オンラインサイトのログイン可能期間は、2023年3月3日(金)午前5時から2023年3月24日(金)午後5時までとなっております。
- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は郵送により議決権行使をお願いいたします(事前行使の方法は、9頁から10頁をご参照ください。)。
- ・ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであら かじめご了承ください。
- ・ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (https://www.jti.co.jp/investors/stock/meeting/index.html) にてお知らせいたします。

4 インターネットによる事前ご質問の受付について

- ・本株主総会の目的事項につきまして、株主様から事前にご質問をお受けいたします。 「2 当日の視聴方法」をご参照のうえ株主総会オンラインサイトにログインいただき、画面の案内に従ってカテゴリの選択と事前ご質問の入力をお願いいたします。
 - (1) 受付期間: 2023年3月17日(金)午後5時まで
 - (2) ご留意事項
 - ・株主様からいただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。株主総会当日に回答できなかったご質問は、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答させていただきます。なお、いただいたご質問すべてについて回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・質問フォームには、400字の文字制限がございます。

ログインに関する お問い合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間 土日祝日を除く平日9:00~17:00

ただし、株主総会当日は9:00~株主総会終了時刻まで

※配信環境等ライブ配信の視聴に関する技術的なお問い合せは、株主総会オンラインサイト(https://engagement-portal.tr.mufg.jp/)で別途ご案内します。

以上

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

<会社提案>

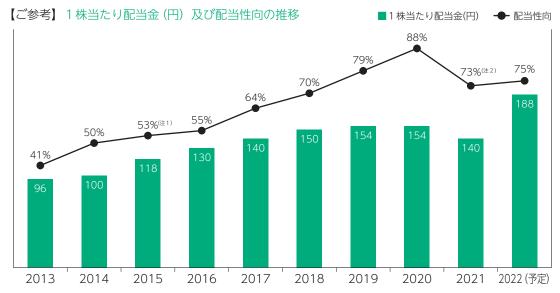
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^{注1)}を最優先に実行し、同時に事業 投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針を掲げてまいりました。その中で、 強固な財務基盤^{注2)}を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいりました。 これらの方針のもと、第38期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、質の高いトップライン成長を通じた為替一定調整後営業利益の成長を目指す。
 - 2. 経済危機等に備えた堅牢性及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金113円 総額 200,558,449,681円 なお、昨年9月に中間配当金として75円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、 1株につき188円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年3月27日

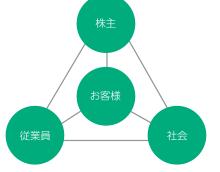


- (注) 1. 2015年度は、飲料自販機オペレーター事業子会社の当社株式等の譲渡及び当社飲料製品の製造販売事業の終了に 伴い、飲料事業を非継続事業に分類しております。非継続事業を含めた配当性向は44%となります。
 - 2. 2021年度より、資本市場における競争力ある水準として配当性向75%を目安(±5%程度の範囲内で判断)とする方針としております。

【ご参考】経営計画2022における経営資源配分方針について

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



経営計画2022においては、たばこ事業におけるRRP^(注1)への投資を強化することに伴い、当該期間における為替一定ベースの調整後営業利益の成長率^(注2)は、年平均mid single digit^(注3)成長を想定するも、その効果発現を通じ、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit (注4)成長を目指してまいりました。なお、経営計画2022における経営資源配分方針は、以下のとおりでございます(経営計画2023における経営資源配分方針については、事業報告65頁から66頁をご参照ください)。

経営資源配分方針

当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき経営資源の配分を実行

- ・中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先
- ・事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

事業投資

- お客様へ新たな価値・満足を継続的に提供することで、質の高いトップライン成長を目指す
- たばこ事業の成長投資を最重要視

株主還元

- 強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- 資本市場における競争力のある水準(注5)として「配当性向75%」を目安(注6)とする
- ー自己株式取得は当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討
- (注) 1. RRPは、加熱式たばこ及びE-Vapor製品等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品(Reduced-Risk Products, RRP)を指しております。加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこべイパー(たばご葉由来の成分を含む蒸気)を愉しむ製品です。一方、E-Vapor製品は、たばご葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド(液体)を電気加熱させ、発生するベイパー(蒸気)を愉しむ製品です。
 - 2. 調整後営業利益は、営業利益(損失)から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目(収益及び費用)を除いて算出した数値です。なお、調整項目(収益及び費用)はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
 - 3. mid single digit: 一桁台半ばのパーセンテージ
 - 4. mid to high single digit: 一桁台半ばから後半のパーセンテージ
 - 5. ステークボルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG(Fast Moving Consumer Goods) 企業群の還元動向をモニタリング
 - ±5%程度の範囲内で判断

<会社提案>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(10名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		ŀ	玉 名			当社における地位、担当	人事・報酬 諮問委員会	重要な 兼職数	在任年数	当期における 取締役会への 出席状況
1	再任岩	井	睦	雄		取締役会長	•	3	7年	10回/13回 (77%)
2	再任 描	±≥ ★	Uif 薫	明		取締役副会長	•	4	1年	90/90 (100%)
3	再任 寸	ばたけ 白	ĬĒ	道		代表取締役社長 最高経営責任者	_	1	5年	13回/13回 (100%)
4	再任 廣	渡	清	^{ひで} 栄		代表取締役副社長 コーポレート・ サステナビリティマネジメント・ 医薬事業・食品事業担当	_	_	5年	13回/13回 (100%)
5	新任中	野		恵		代表取締役副社長 財務・ Corporate Communications・ ビジネスディベロップメント・ D-LAB担当	_	1	_	_
6	再任	だ H	真	いん	社外取締役独立役員	社外取締役	•	3	10年9ヶ月	13回/13回 (100%)
7	再任		曲糸		社外取締役 独立役員	社外取締役	•	3	4年	13回/13回 (100%)
8	再任	75 +	まさ 	人	社外取締役 独立役員	社外取締役	•	2	2年	130/130 (100%)
9	再任		哲	也	社外取締役独立役員	社外取締役	•	4	1年	9 🗆 / 9 🗅 (100%)

[※]当社における地位、担当及び人事・報酬諮問委員会は、各候補者の選任が承認された場合の予定をそれぞれ記載しております。

[※]人事・報酬諮問委員会の委員長は、独立社外取締役の中から委員の互選により決定することとしております。

[※]重要な兼職数は、本定時株主総会招集ご通知発送日時点の兼職数を記載しております。

[※]在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

候補者番号 いわ い むつ お

(1960年10月29日生)

所有する当社の株式数 40,100株

当社専務執行役員 企画責任者 当社専務執行役員 たばこ事業本部長

株式会社ベネッセホールディングス

当社代表取締役副社長 たばこ事業本部長

株式会社よみうりランド社外監査役(現在)

株式会社読売新聞大阪本社

株式会社読売新聞西部本社

当社取締役副会長 (現在)

社外監査役 (現在)

社外監査役 (現在)

社外監査役 (現在)

2022年6月 株式会社読売新聞東京本社

2013年6月

2016年1月 2016年3月

2020年1月

2020年3月

2020年6月

2021年6月

2021年12月

2022年3月



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月 日本専売公社入社 2003年6月 当社経営企画部長 2004年7月 当社経営戦略部長 2005年6月 当社執行役員 食品事業本部 食品事業部長 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2006年6月 2008年6月 当社常務執行役員 企画責任者 2010年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当 2011年6月 当社取締役

社外取締役 (現在) 2021年6月 TDK株式会社社外取締役 (現在) 2022年3月 当社取締役会長 (現在)

当社取締役

当社取締役副会長

2023年 1 月 株式会社and Capital社外取締役 (現在)

JT International S.A. Executive Vice President (重要な兼職の状況)

株式会社ベネッセホールディングス社外取締役 TDK株式会社社外取締役

株式会社and Capital社外取締役

任 取締役候補者とした理由

岩井睦雄氏は、2020年3月に当社取締役副会長、2022年3月に当社取締役会長に就任しております。同氏は、当社代表取締役副社長として、不透明 かつ不確実な事業環境においても、的確な意思決定力に裏打ちされた力強い事業執行力で、主力事業であるたばこ事業を牽引した経験を有しておりま す。加えて、食品事業、企画担当等、国内外における様々な経験を通じて培ってきた幅広く深い知見と洞察力が、当社グループにおける監督機能強化 や各ステークホルダーとの関係強化に寄与しており、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上において必要不可欠と考えることから、 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

財務省主計局主計官 兼 主計局総務課

※岩井睦雄氏は、2020年1月1日付で代表権のない取締役に就任しております。

1983年4月

2006年7月

2009年7月

おかもとしげあき

(1961年2月20日生)

同省大臣官房秘書課長

所有する当社の株式数 300株



2015年7月

2012年8月 同省主計局次長 同省大臣官房長 2017年7月 同省主計局長 2018年7月 同省財務事務次官

(2020年7月退官) (重要な兼職の状況)

大蔵省入省

株式会社よみうりランド社外監査役 株式会社読売新聞大阪本社社外監査役 株式会社読売新聞西部本社社外監査役 株式会社読売新聞東京本社社外監査役

再 任

取締役候補者とした理由

岡本薫明氏は、2022年3月に当社取締役副会長に就任しております。同氏は、長年に亘る省庁における経験の中で、財務事務次官などの重要な役職を 歴任し、国の政策全般における豊富な知見と経験を有しております。同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、当社グループにおける監督 機能強化や各ステークホルダーとの関係強化に寄与しており、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上において必要不可欠と考えるこ とから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

てらばたけまさみち

(1965年11月26日生)

所有する当社の株式数 184,400株

(現在)



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社取締役 2005年7月 当社秘書室長 JT International S.A. Executive Vice President 2008年7月 当社経営企画部長 2018年 1 月 当社執行役員社長 最高経営責任者 2011年6月 当社執行役員 企画責任者 兼 2018年 3 月 当社代表取締役社長 最高経営責任者

食品事業担当

2012年6月 当社執行役員 企画責任者

(重要な兼職の状況)

JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director

再 任

取締役候補者とした理由

寺畠正道氏は、2018年1月に当社執行役員社長、同年3月に代表取締役社長に就任しております。国内外の経営戦略立案・実行、JT International S.A. Executive Vice Presidentとして海外たばこ事業の事業執行など、様々な任務を通じて培った豊富な経験とグローバルな事業 経営に関する知見及び強いリーダーシップで、これまで当社グループの成長を牽引してまいりました。同氏が有する極めて高い視座・幅広い視野 と、強い変革力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 ※寺畠正道氏は、2020年1月1日より、たばこ事業本部長を兼ねております。

候補者番号 ひろわたりきよひで

廣渡清栄

(1965年11月11日生)

所有する当社の株式数 66,300株



再 任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

企画・IT・CSR・人事・監査担当

1989年 4 月 当社入社 2018年3月 当社代表取締役副社長 2010年7月 当社法務部長 コンプライアンス・総務・法務・ 2012年 6 月 当社執行役員 法務責任者 兼 法務部長 企画・IT・CSR・人事・監査担当

2014年 7 月 当社執行役員 法務責任者 2019年 1 月 当社代表取締役副社長

コーポレート・医薬事業・食品事業担当 2015年 1 月 当社執行役員

2022年 1 月 当社代表取締役副社長 たばこ事業本部 事業介画室長

2017年 1 月 当社執行役員 人事担当 コーポレート・サステナビリティマネジメント・ 2018年 1 月 当社執行役員副社長

医薬事業・食品事業担当 (現在) コンプライアンス・総務・法務・

取締役候補者とした理由

廣渡清栄氏は、2018年1月に当社執行役員副社長、同年3月に代表取締役副社長に就任しております。当社執行役員法務責任者、たばこ事業本部 事業企画室長、人事担当等の多様な要職の歴任から獲得した企業法務・事業経営・人事等の領域における幅広い知見とリーダーシップを、当社の 持続的成長の基盤整備及び戦略策定に発揮してまいりました。同氏がこれまで多岐に亘る分野で培ってきた知見と経験に基づく鋭い洞察力、的確 な意思決定力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 なかの

けい

(1968年3月1日生)

所有する当社の株式数 31,100株



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年 4 月 当 计入 计

2011年 4 月 当社たばこ事業本部M&S戦略部長

2014年 6 月 TSネットワーク株式会社代表取締役社長 2016年 1 月 当社執行役員 コミュニケーション担当

2019年10月 当社執行役員 企画担当

2020年 3 月 日本成長投資アライアンス株式会社

取締役(現在)

月又亦作1又

2022年 1 月 当社執行役員 経営戦略担当

2023年 1 月 当社執行役員副社長

財務・Corporate Communications・ ビジネスディベロップメント・D-LAB

担当 (現在)

新任(重要な兼職の状況)

日本成長投資アライアンス株式会社取締役

取締役候補者とした理由

中野恵氏は、これまで当社たばこ事業本部M&S戦略部長、当社子会社のTSネットワーク株式会社代表取締役社長等を歴任し、2016年1月には当社執行役員コミュニケーション担当に就任、2019年10月以降は当社執行役員企画担当として、取締役会の実効性向上をはじめとした当社コーポレート・ガバナンスの強化・進化に向けた取組みの推進や、コーポレート機能強化に向けたプロジェクト等に注力し、力強いリーダーシップを発揮してまいりました。同氏がこれまで培ってきた経営戦略・事業運営全般に関する幅広く深い識見と、多様な経験に基づく戦略志向と的確な意思決定力は、今後の当社のグループ経営を更に推進する原動力として必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 こう だ ま いん

6

幸田真音

(1951年4月25日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 10年9ヶ月 所有する当社の株式数 0株



再 任 社外取締役

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 9 月 作家として独立(現在) 2003年 1 月 財務省財政制度等審議会委員 2004年 4 月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年 3 月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年 6 月 日本放送協会経営委員

(重要な兼職の状況)

作家

株式会社日本取引所グループ社外取締役 三菱自動車工業株式会社社外取締役

2012年6月 当社社外取締役(現在)

2013年 6 月 株式会社LIXILグループ

社外取締役

2016年6月 株式会社日本取引所グループ

社外取締役 (現在)

2018年 6 月 三菱自動車工業株式会社

社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

幸田真音氏は、2012年6月に当社社外取締役に就任いただいております。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、人事・報酬諮問委員会における委員長としても、独立・公正な立場から業務執行の監督に大きく貢献いただきました。

同氏の多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬 諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

- ・幸田真音氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
- 当社は、同氏が2013年6月まで経営委員を務めた日本放送協会と、放送法に基づき締結される放送受信契約に基づき、日本放送協会に対して、一定の受信料の支払を行っておりますが、2022年度の当該受信料の支払金額は、日本放送協会の2021年度経常事業収入の0.001%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。当該受信料の支払は、放送法に基づく交渉余地のないものであり、事業取引に該当しないものです。当該受信料の支払のほか、日本放送協会との間に事業上の取引関係はありません。
- また、当社は、同氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループ(以下、「JPX」といいます。)の子会社である株式会社東京証券取引所に対して、上場に係る手数料等の支払を行っておりますが、2022年度の当該上場に係る手数料等の支払金額は、JPXの2021年度連結営業収益の0.005%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
- これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。
- ・同氏が社外取締役を務めるJPXは、2020年10月にJPXの子会社である株式会社東京証券取引所の株式売買システム「arrowhead」において発生した障害 及びそれを契機として株式会社東京証券取引所のすべての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があった ことや、売買再開に係る株式会社東京証券取引所のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、2020年11月に金融庁から業務改善命令を受け ました。同氏は、当該事象発生以前より、JPXの取締役会において、安定性及び信頼性の高い市場運営の在り方について適宜提言を行っておりました。ま た、当該事象発生後は、JPXが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の委員として、障害発生当日中の事実経過や障害発生原 因等に関するJPX及び株式会社東京証券取引所の見解や認定に対して、本障害発生の要因、JPX及び株式会社東京証券取引所の事前・事後の対応の妥当 性、再発防止措置等の事項に関して評価及び提言を行い、また、JPXの取締役会において、同委員会の調査状況及び調査結果について報告を行うなど、そ の職責を果たしております。

7 長嶋由紀子

(1961年4月4日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 4年

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4 月 株式会社リクルート (現株式会社リ

クルートホールディングス)入社

2006年 4 月 同社執行役員

2008年 1 月 株式会社リクルートスタッフィング

代表取締役社長

2012年10月 株式会社リクルートホールディングス

執行役員

2016年6月 同社常勤監査役 (現在)

2018年 4 月 株式会社リクルート

常勤監査役 (現在)

2019年 3 月 当社社外取締役(現在)

2021年 6 月 住友商事株式会社

社外監査役 (現在)

再 任

社外取締役

独立役員

(重要な兼職の状況)

株式会社リクルートホールディングス常勤監査役 株式会社リクルート常勤監査役

住友商事株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長嶋由紀子氏は、2019年3月に当社社外取締役に就任いただいております。事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。

同氏の経営と監査双方の立場での経験と、それにより培われた高い識見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

- ・長嶋由紀子氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 当社は、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス、株式会社リクルート双方との間に取引関係がありますが、2022年度の取引金額は株式会社リクルートホールディングスの2021年度連結売上収益の0.01%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.01%未満であり、僅少であります。
 - また、当社は、同氏が社外監査役を務める住友商事株式会社と取引関係がありますが、2022年度の取引金額は住友商事株式会社の2021年度連結売上収益の0.001%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.001%未満であり、僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。
- ・同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートは、2019年5月、業務委託先への委託料支払に関し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から勧告を受けました。また、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートは、同社による事業運営委託のもと、その子会社である株式会社リクルートキャリアが運営していた学生の選考離脱や内定辞退の可能性を示すサービス「リクナビDMP フォロー」において、2019年12月、個人情報保護に関する法律に違反する事実等があったとして、個人情報保護委員会より勧告及び指導を、2019年12月、職業安定法及び同法に基づく指針に違反する事実があったとして、東京労働局より指導を受けました。いずれの事案においても、同氏は、上記各事実が判明するまでかかる各事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った意見陳述等を行っておりました。上記各事実の判明後は、その都度、社内監査部門からの情報収集や再発防止策への提言・確認に努めました。

候補者番号

までらまさと

(1952年10月10日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 2年

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4 月 外務省入省

2008年 1 月 同省中東アフリカ局アフリカ審議官

兼 第四回アフリカ開発会議事務局長 2008年7月 同省国際協力局長

2010年 1 月 同省大臣官房長

2012年9月 内閣官房副長官補

2012年11月 特命全権大使 中華人民共和国駐箚 2016年4月 特命全権大使 フランス共和国駐箚

2016年6月 特命全権大使 フランス共和国駐箚

兼 アンドラ公国、モナコ公国駐箚 (2019年12月退官)

2020年4月 当社アドバイザー

2020年 6 月 丸紅株式会社社外取締役 (現在)

日本製鉄株式会社社外取締役 (現在)

2021年3月 当社社外取締役(現在)

(重要な兼職の状況) 丸紅株式会社社外取締役 日本製鉄株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木寺昌人氏は、2021年3月に当社社外取締役に就任いただいております。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見を地政学リスクが高まる世界情勢の中でグローバルに事業を展開する当社グループの経営に反映いただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督に大きく貢献いただきました。

同氏のグローバルベースの多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当 社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガ バナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

- ・木寺昌人氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 当社は、同氏が社外取締役を務める丸紅株式会社と取引関係がありますが、2022年度の当該取引金額は、丸紅株式会社の2021 年度連結収益の0.001%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
- また、当社は、同氏と、2020年4月から、将来的な社外取締役就任の可能性があることも踏まえ、当社の経営状況、業務内容等を事前に把握していただくとともに、独立した立場から経営・事業に係る助言を得るため、非常勤アドバイザリー契約を締結しておりました。当該契約に係る報酬は、助言の対価として支払われたものであり、これまで同氏に支払った対価は、当社の「社外役員の独立性基準」で定める年間1,000万円以下です。なお、同氏との非常勤アドバイザリー契約は、2021年3月24日開催の第36回定時株主総会において、同氏の選任が承認された時点をもって解消しております。
- これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

9 床司哲州

(1954年2月28日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 1年

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4 月 日本電信電話公社 入社 2006年 6 月 西日本電信電話株式会社取締役

人事部長

2009年6月 日本電信電話株式会社取締役

総務部門長

2012年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ

株式会社代表取締役副社長

2015年 6 月 同社代表取締役社長

2018年10月 NTT株式会社 (NTT, Inc.) 取締役 2020年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ

株式会社相談役(現在)

2021年 3 月 サッポロホールディングス株式会社

社外取締役 (現在)

2021年 6 月 日立造船株式会社社外取締役 (現在)

三菱倉庫株式会社社外取締役(現在)

2022年 3 月 当社社外取締役 (現在)

再 任社外取締役

(重要な兼職の状況)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役

サッポロホールディングス株式会社社外取締役

日立造船株式会社社外取締役

三菱倉庫株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

庄司哲也氏は、2022年3月に当社社外取締役に就任いただいております。電気通信事業者における代表取締役社長等を歴任して培われた事業執行・企業経営に関する豊富な経験と、企画・人事・グローバル展開・デジタライゼーションの推進等に関する幅広い識見を、グローバルに事業を展開し、IT/情報セキュリティを今後ますます重要な経営基盤の一つと考える当社グループの経営に反映いただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。

同氏の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社 社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバ ナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

独立性について

・庄司哲也氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 当社は、同氏が相談役を務めるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と取引関係がありますが、2022年度の当該取引金額は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の2021年度連結収益の0.1%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.05%未満と僅少であります。

また、同氏が社外取締役を務める三菱倉庫株式会社と取引関係がありますが、2022年度の当該取引金額は、三菱倉庫株式会社の2021年度連結収益の0.05%未満、当社の2022年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。

これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、岩井睦雄氏、岡本薫明氏、幸田真音氏、長嶋由紀子氏、木寺昌人氏及び庄司哲也氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 - 3. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。取締役候補者のうち、再任の候補者については、再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、中野恵氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年4月に同契約を更新する 予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者のうち、再任の候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

<会社提案>

第3号議案 監査役5名選任の件

監査役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号			E	无 名			当社における地位	重要な兼職数
1	新任	かしわ 柏	<s 倉</s 	秀	売		常勤監査役	_
2	新 任	橋	±≥ ★		つとむ 努		常勤監査役	_
3	新 任	たに 合	うち 内		bifa 繁	社外監査役独立役員	常勤監査役 社外監査役	_
4	新 任	稲	だ H	のぶ伸	夫	社外監査役独立役員	社外監査役	2
5	新任	やま	科	が裕	子	社外監査役 独立役員	社外監査役	2

[※]当社における地位は、各候補者の選任が承認された場合の予定をそれぞれ記載しております。

[※]重要な兼職数は、本定時株主総会招集ご通知発送日時点の兼職数を記載しております。

候補者番号

かしわくらひであき

柏倉秀亮

(1969年2月28日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社

2012年7月 当社経理部長

2014年10月 当社たばこ事業本部M&S管理部長

2017年 1 月 当社たばこ事業本部北海道支社長

2019年 1 月 当社財務副責任者(CFO補佐)

2021年 1 月 株式会社JTビジネスコム

代表取締役社長 (現在)

新 任

監査役候補者とした理由

柏倉秀亮氏は、当社経理部長、たばこ事業本部M&S管理部長、財務副責任者、当社子会社の株式会社JTビジネスコムの代表取締役 社長等を歴任し、企業経営や事業開発、財務会計、国内外における事業運営等に関する豊富な経験と幅広い識見を有しております。 同氏の、事業部門・間接部門全般に精通した幅広く深い知見と経験は、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

はしもと

つとむ

孥

(1967年5月31日生)

所有する当社の株式数 200株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社 2019年 3 月 当社監査部長 (現在)

新任

監査役候補者とした理由

橋本努氏は、当社監査部長を務め、国内外における監査を通じて培われたリスクマネジメントや情報セキュリティ等に関する豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社グループの事業運営におけるコーポレート・ガバナンスの向上に寄与してまいりました。同氏の、事業部門・間接部門全般に精通した幅広く深い知見と経験は、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、財務会計の知見を有しております。

3

たにうち

Uげる 繁

(1962年9月7日生)

所有する当社の株式数 0株



新 任 社外監査役 独 立 役 員

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 大蔵省入省
2008年 7 月 財務省主計局給与共済課長
2009年 7 月 同省主計局主計官(農林水産係担当)
2010年 7 月 同省理財局国庫課長
2011年 7 月 同省理財局財政投融資総括課長
2013年 6 月 同省理財局財政投融資総括課長
2013年 6 月 同省理財局総務課長
(2014年 7 月退任)
2014年 7 月 厚生労働省大臣官房審議官(社会・援護局等担当)
2015年10月 同省大臣官房審議官(医療保険担当)

2017年7月 同省大臣官房審議官(老健担当) 2018年7月 同省社会・援護局長 2020年8月 内閣官房まち・ひと・しごと創生 本部事務局地方創生総括官補 2021年2月 兼 内閣官房孤独・孤立対策担当室長 2021年11月 内閣官房デジタル田園都市国家構 想実現会議事務局次長 2021年12月 兼 内閣官房こども家庭庁設置法

案等準備室長 2022年 6 月 兼 内閣官房こども家庭庁設立準備室長

(2022年6月退官)

社外監査役候補者とした理由

谷内繁氏は、長年に亘って各省庁における幅広い領域での要職を歴任し、財務や法務等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。過去に会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断しております。加えて、常勤監査役かつ社外監査役としての役割を通じて、第三者視点での監査の充実が図られることから、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上につながるものと考えており、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・谷内繁氏は、過去に財務省での勤務経験がありますが、財務省退任後一定期間が経過しており、独立性に関して懸念ないものと判断しております。また、同氏は、当社の「社外役員の独立性基準(遡及期間5年)」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
- ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

候補者番号 いな だ のぶ お

(1956年8月14日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 検事任官 2008年10月 法務省大臣官房長 2011年8月 同省刑事局長 2014年 1 月 同省法務事務次官 2016年9月 仙台高等検察庁検事長 2017年 9 月 東京高等検察庁検事長

2018年7月 検事総長

(2020年7月退官)

2020年10月 弁護士登録 (現在) 2021年6月 野村證券株式会社

社外取締役 監査等委員 (現在)

新任

(重要な兼職の状況) 稲田法律事務所弁護士

野村證券株式会社社外取締役 監査等委員

社外監査役候補者とした理由

稲田伸夫氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、法曹界及び省庁にお ける要職を歴任し、法務やコンプライアンス等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。同氏の豊富な経験に裏打 ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと 判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、社外監査役と して選仟をお願いするものであります。

- ・稲田伸夫氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏が社外取締役を務める野村證券株式会社は当社株式を保有しておりますが、その持株比率は0.04%未満です。また、当社は同 社と取引関係がありますが、2022年度の当該取引金額は、野村證券株式会社の2021年度連結収益の0.001%未満、当社の2022 年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
 - これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

候補者番号

やましなひろ こ

5 山科裕司

(1963年5月20日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 オリエント・リース株式会社

(現オリックス株式会社) 入社

2007年 3 月 オリックス株式会社内部統制統括室長

2010年 5 月 オリックス生命保険株式会社執行役員

2013年 1 月 同社常務執行役員

2014年 1 月 オリックス株式会社執行役

2016年 1 月 同社グループ執行役員(現在) オリックス・クレジット株式会社

代表取締役社長

2021年 1 月 オリックス・クレジット株式会社

執行役員会長(現在)

新任

社外監査役

独立役員

(重要な兼職の状況)

オリックス株式会社グループ執行役員 オリックス・クレジット株式会社執行役員会長

社外監査役候補者とした理由

山科裕子氏は、総合金融サービス事業者における執行役や、当該事業者の子会社における代表取締役社長等を歴任し、企業経営や事業運営等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。同氏の豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・山科裕子氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
- ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、柏倉秀亮氏、橋本努氏、谷内繁氏、稲田伸夫氏及び山科裕子氏の選任が承認された場合、各氏との間で、会社法第423条第1項の 責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 - 3. 当社は、監査役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏と当該契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年4月に同契約を更新する 予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役(予定)のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキルの考え方

当社は、当社取締役会が全社経営戦略及び重要事項の決定並びに経営に対する実効性の高い監督を実現させるために、その構成について以下の観点により、人事・報酬諮問委員会において取締役会の構成に関する議論を重ねています。

- 取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、ジェンダーや国際性、職歴、人種・民族・文化的背景等の多様性に係る観点に加え、当社 取締役会が備えるべきスキル等を考慮の上で、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた多様な人財により構成する。
- 監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を取締役の 3分の1以上選任する。

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の経営理念、JT Group Purpose及び経営計画等に照らして、各取締役に対して、以下の分野における知識・経験を活かした能力(=スキル)の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野

	IND IN ED S	おかもと しげあき	TSIACH #25A5	ひろわたり きよひで	tan on Hu	
	岩井 睦雄	岡本 薫明	寺 畠 正道	廣渡 清栄	中野 恵	
地位	取締役会長	取締役副会長	代表取締役社長 最高経営責任者	代表取締役副社長	代表取締役副社長	
企業経営	•		•	•	•	
グローバルマネジメント	•		•			
財務、会計、資本政策、金融		•			•	
法務、コンプライアンス、リスクマネジメント	•	•	•	•	•	
IT/情報セキュリティ	•		•	•		
コーポレート・ガバナンス	•	•	•	•	•	
サステナビリティ/環境、社会		•	•	•		
D&I/組織、人財マネジメント	•	•	•	•		
事業開発/M&A			•	•	•	

当社が特にスキルの発揮を期待している分野

- 当社の経営理念である4Sモデルをベースとした経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- グローバルに事業を展開するJTグループにとって必須となる「グローバルマネジメント」
- 当社の経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務、会計、資本政策、金融」及び「法務、コンプライアンス、リスクマネジメント」
- JTグループの競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「IT/情報セキュリティ」
- ステークホルダーの利益を最大化し、持続的な利益成長と長期的な企業価値向上を図る上で、当社の企業活動の根幹にある「コーポレート・ガバナンス」
- 当社が経営の中核と考え、4Sモデルに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて戦略を策定している「サステナビリティ/環境、社会」
- 注力分野の一つとして、当社グループのすべての従業員が仕事にやりがいを感じ能力を最大限発揮できるよう推進している「D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)/組織、人財マネジメント」
- 事業の更なる発展・成長に向けた戦略策定・施策実行を企図する「事業開発/M&A」

また、監査役においても、取締役の職務執行を監査する監査役の役割・責務に照らして、「財務、会計、資本政策、金融」、「法務、コンプライアンス、リスクマネジメント」、「コーポレート・ガバナンス」におけるスキルの発揮を特に期待しており、監査役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

こうだ まいん 幸田 真音	while we se se e e e e e e e e e e e e e e e	e TG stot と 木寺 昌人	はきりむないた。住前哲也	nunks prese 柏倉秀亮	altabe obes 橋本 努	tic55t lifa 谷内 繁	Use ft Ook a 稲田 伸夫	***Lts D3 Z UA 裕子
社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	常勤監査役	常勤監査役	常勤監査役 社外監査役	社外監査役	社外監査役
	•		•	•				•
•		•	•	•	•			
•				•				
		•			•	•	•	•
			•					
•	•		•	•	•	•	•	
•							•	
						•	•	•
•	•		•	•				

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である『4Sモデル』、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえ、これまでも、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、2016年2月4日に、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みについて改めて明文化し、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」として制定いたしました。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を 図ってまいります。

株主総会 8 選任・解任 選任・解任 選任・解任 人事・報酬諮問 監査報告 答中等 会計監査人 委員会 取締役会 10名(うち社外取締役4名) 報告 報告・提言 4 業務執行監督 監査 JTグループ 連携 報告・提言 コンプライアンス委員会 社長 2 5名 (うち外部委員3名) 執行役員 監査役会 報告 内部監査 監査部 5名 (うち社外監査役3名) 報告 各部門 グループ 監査 子会社 監査役室 法務・コンプライアンス統括部

当社のコーポレート・ガバナンス体制(2022年12月末)

なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は、当社ウェブサイト(https://www.jti.co.jp/)に掲載しております。

1 取締役会

[役割]

取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定とすべての事業活動の監督に責任を持つ機関です。

「構成]

役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成に関する考え方について、次のとおり定めております。

- 取締役会は、取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、ジェンダーや国際性、職歴、人種・民族・文化的背景等の 多様性に係る観点に加え、取締役会が別に定める当社取締役会が備えるべきスキル等を考慮の上、企業人としての高潔な倫理 観・知識・経験・能力を兼ね備えた多様な人財により構成する。
- 当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた 独立社外取締役を取締役の3分の1以上選任する。

現在、10名の取締役(うち独立社外取締役4名)により構成されています。本定時株主総会での承認可決を前提として、9名の取締役(うち独立社外取締役4名)となる予定です。

「当期の運営状況」

2022年度は13回開催し、経営計画の策定、執行役員の選任等の重要事項について審議いたしました。加えて、会社法第370条及び当社定款第24条第4項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2 監査役会

[役割]

監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、独立社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。

現在、5名の監査役(うち独立社外監査役3名)により構成されています。本定時株主総会での承認可決を前提として、引き続き 5名の監査役(うち独立社外監査役3名)となる予定です。

[当期の運営状況]

2022年度は15回開催し、監査方針、監査報告書の作成等について審議いたしました。

3 人事・報酬諮問委員会

[役割]

本委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・執行役員を兼務する取締役の解職についての審議並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図っております。

[構成]

本委員会は、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成しており、委員長は、独立社外取締役の中から委員の互選により決定することとしております。委員は、取締役会長、取締役副会長及び独立社外取締役4名の計6名です。

[当期の運営状況]

2022年度は7回開催し、人事・報酬諮問委員会委員長を独立社外取締役の中から委員の互選により決定する旨の変更に係る審議、報酬水準の確認、経営幹部候補者群の確認、取締役候補予定者・監査役候補予定者の選定及びスキル・マトリックスに係る審議、取締役の報酬等改定に係る審議並びに2023年度における役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績評価指標の審議等を実施いたしました。

4 JTグループコンプライアンス委員会

[役割]

コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するための一環として設置しております。

「構成]

取締役会長が委員長を務め、外部委員を主要な構成員としております。

[当期の運営状況]

2022年度は3回開催し、コンプライアンス推進に向けた取組み等について議論を行い、その議論結果を2023年度のコンプライアンス実践計画に反映いたしました。

【ご参考】当社の取締役候補者の選定等について

当社は、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」の中で、以下のとおり定めております。

取締役候補者及び監査役候補者の選定、役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職等については、取締役会の適切な監督のもと、以下の方針・手続に従い実施する。

- ●当社は、『4Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を担う資質を備えた経営 幹部候補者群の質的・量的拡充を志向している。
 - 具体的には、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立取締役で構成する人事・報酬諮問委員会において外部の知見を参考にしつつ、経営幹部候補者群の育成状況及び後継者計画並びに計画策定プロセスの充実を図っている。
- ●取締役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。
 - 監査役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、監査役会の事前の同意を得たうえで、取締役会から独立した立場での適切な職務執行が期待できる者を取締役会の決議により決定する。
- ●役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職にあたっては、求められる資質を満たさない場合・職務遂 行が困難になった場合に、解職に該当しない取締役が人事・報酬諮問委員会に対して解職議案の審議を求 め、委員会は審議の内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を 得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

また、当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任議案を株主総会に付議する際に個々の候補者を選定した理由を開示し、役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職を取締役会が決議した際には解職した理由を開示する。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性基準】

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1)上記2から8に掲げる者(法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者)
 - (2)当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3)最近において(1)又は(2)に該当していた者

(注釈)

- ・ 当社が主要株主である法人等の団体 当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体
- ・ 当社の主要株主/主要株主である法人等の団体 当社の発行済み株式総数10%超を保有している者/法人等の団体
- ・ 当社の主要な取引先/当社を主要な取引先とする者 事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者/当社との間で取引先の連結売 上高の2%超の取引がある者

・ 当社の主要な借入先その他の大口債権者

当社事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関

・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者

当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者。法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%未満であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする。

・ 当社から多額の寄付を受け取っている者

当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者

• 近親者

配偶者及び2親等以内の親族

- 重要な業務を執行する者 役員、部長クラスの者
- ・ 遡及措置(「最近において」の判断基準)

過去5年を遡及期間とする。

なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

【ご参考】当社の取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会の実効性について、毎年、全取締役及び全監査役が取締役会の運営体制・監督機能、株主・投資家との対話等の観点から記名アンケートによる自己評価を実施するとともに、必要に応じて取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施した上で、結果を取りまとめております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会の更なる実効性向上につなげております。

2022年度は、下記要領でアンケートを実施いたしました。

なお、アンケートの作成・結果分析にあたっては、客観性の担保と実効性評価の更なる改善を目的に、外部機関による助言を受けております。

-アンケート作成期間 : 2022年9月~11月

-評価対象期間 : 2022年 (2022年 1月~2022年12月) - 回答期間 : 2022年11月25日~2022年12月9日

- 対象者 : 取締役・監査役計15名

-概要: 各設問に対する評価(5段階)及び自由記載への記入

- 取締役会での協議 : 2023年2月22日

主な評価項目は、以下のとおりです。

1. 取締役会の役割・機能・構成 (6問)

取締役会の運営 (8問)

監査機関との連携及びリスク管理 (3問)
 株主・投資家との関係 (3問)

5. 任意の委員会 (2問)

6. 議論・共有を強化すべき課題 (1問)

評価項目についても見直しを実施し、継続的に確認を図るべきである項目に加え、2021年度の課題とした事項に 対する改善を確認するような質問の設計としております。 2021年度に係る実効性評価で抽出された課題について、2022年度は以下の取組みを行ってまいりました。

主な課題	取組みの内容		
・審議、議論の更なる質の向上に向けた取組み・長期視点の議論の充実	・取締役会運営の継続的な改善 ・中長期戦略等の議論機会の更なる拡充 ・主要施策等の進捗報告及び情報共有の更なる拡充		

2022年度に係る実効性評価でも、2021年度から引き続き各評価項目について概ね良好な結果が得られ、当社取締役会の実効性が向上し、有効に機能していることを確認しております。特に、取締役会として目指すべき姿である『45モデル』が準拠すべき指針として浸透していることは、当社取締役会の強みであると考えられます。また、2021年度からの改善という観点では、執行との意見交換や事業理解の向上のため、中長期戦略や主要施策の進捗等の情報共有を強化したことが、特に高く評価をされました。

継続的な実効性向上に資するべく、2023年度以降は、新たに抽出された以下の課題への対応を中心に取り組んでまいります。

主な課題	今後の改善の方針		
・取締役会の更なる監督機能強化・取締役会の効果・効率的な運営強化	・中長期戦略や主要課題、任意の委員会における議論 状況等の共有機会の更なる充実		
	・議事進行の円滑化等、取締役会運営の継続的な改善		

今後も引き続き、上記取組みを含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

<会社提案>

第4号議案 取締役の報酬等改定の件

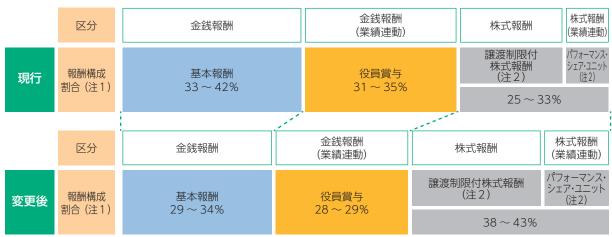
当社取締役の報酬額につきましては、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会において「年額11億円以内」、2022年3月23日開催の第37回定時株主総会において取締役の報酬総額(年額11億円以内)は変更せず、社外取締役の報酬額につき「年額1億円以内」とご承認いただき、また、執行役員を兼務する取締役(以下、「対象取締役」といいます。)に支給する譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットに係る金銭報酬債権又は金銭の上限額につきましては、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会においてそれぞれ「年額2億1千万円以内(株式数としては115,200株以内)」、「年額1億3千万円以内(株式数としては76,800株以内)」とご承認いただき今日に至っております。

近年の地政学的リスクの高まり等を背景に、今後もより一層急速に変化し益々不確実性を増すことが想定される事業環境において、経営の難易度は一層高まっており、取締役の役割や責務も増大しております。加えて、グローバル化の進展や新たなインセンティブ報酬の導入等により、当社が企業規模・財務規模等を考慮のうえベンチマークとしている企業群(以下、「ベンチマーク企業群」といいます。)の報酬水準等は上昇傾向にあります。そのような中で、当社の経営理念である「4Sモデル」の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を実現し得る優秀な人財を確保し、その貢献に適切に報いるために、取締役(社外取締役を含みます。)にとって十分に競争力のある報酬水準を維持することに加え、短期的・中長期的な視点の両面から攻めの経営を実現するインセンティブとして報酬制度をより機能させる、具体的には、報酬構成全体における執行役員を兼務する取締役を対象とした業績連動報酬及び株式報酬の割合をより一層高める必要性を改めて強く認識しているところであります。

かかる認識の下、今般、短期報酬については、取締役の報酬額のうち、基本報酬と役員賞与を区分したうえで、基本報酬を「年額8億円以内(うち社外取締役分1億6千万円以内)」へ改定するとともに、役員賞与については、一層の業績連動性の向上による株主の皆様との価値共有の更なる推進を企図して、株主還元等の原資となる当期利益(親会社所有者帰属)に対する一定の割合に応じた報酬枠として「当期利益(親会社所有者帰属)の0.3%以内」と改定させていただきたく存じます。

また、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットから成る中長期インセンティブ報酬については、上記のとおり、中長期的な視点での攻めの経営をより一層促すことを企図して、報酬構成における中長期インセンティブ報酬の割合をより一層高めたく考えております(具体的な割合変更後のイメージは次頁のとおりです)。

【報酬構成割合の変更イメージ】



- (注) 1. 取締役の職務ごとに異なる構成割合を幅で示しております。
 - 2. 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3:1程度です。
 - 3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。
 - 4. 上記の図は、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットが標準額であった場合における報酬構成割合のイメージであり、会社業績、当社株式の株価、ベンチマーク企業群の報酬水準等に応じて上記割合は変動します。

その実現のために、今般、譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の総額及び株式数の上限を「年額6億円(株式数としては300,000株)」へ改定するとともに、パフォーマンス・シェア・ユニットに係る金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限につきましても、業績結果及び株価に応じた報酬枠として「確定基準株式ユニット数^(注1)の上限(200,000株)に交付時株価^(注2)を乗じた額(交付株式数としては100,000株)」と改定させていただきたく存じます。

- (注) 1. 基準株式ユニット数 (各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定) ×支給割合 (目標達成度合いに応じて0~200%の範囲で変動)
 - 2. 業績評価期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値)を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

以上の改定内容をまとめると下表のとおりであり、赤字記載事項が、本議案にてご承認をお願いする事項となります。取締役の報酬等のうち、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットの改定後の報酬額及び株式数につきましては、2023年度に支給される各報酬等から適用される予定です。役員賞与の改定後の報酬額につきましては、2023年度を業績評価期間として2024年度に支給される役員賞与から適用される予定です(各報酬等の内容につきましては事業報告76頁から80頁に記載しております)。

【取締役の報酬等の額及び株式数 改定前後比較表】

改定前		改定前	改定後		
基本報酬 役員賞与		11億円以內	8億円以内 (うち社外取締役1億6千万円以内)		
		(うち社外取締役1億円以内)	当期利益(親会社所有者帰属)の0.3%以内		
対象取締役に対する 金銭報酬債権の総額 株式報酬 対象取締役に交付する 株式数		2.1億円以內 6億円以內			
		115,200株以内	300,000株以内		
対象取締役に対する 金銭報酬債権及び 納税目的金銭の総額		1.3億円以內	確定基準株式ユニット数 ^(注1) の上限(200,000株以内)に、 交付時株価 ^(注2) を乗じた額以内		
シェア・ユニット	対象取締役に交付する 株式数	76,800株以内	100,000株以内		

- (注) 1. 基準株式ユニット数(各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定)×支給割合(目標達成度合いに応じて0~200%の範囲で変動)
 - 2. 業績評価期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値)を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

なお、本議案は報酬等の上限の改定に関するものであり、役員報酬に係る方針・決定方法等の制度内容につきましては、従来から変更はございません。また、取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、ベンチマーク企業群の報酬水準等を踏まえ、当社人事・報酬諮問委員会(注)での審議を経たうえで、社内規程に定める各種算定方式に従って、株主総会でご承認いただいた報酬上限額の範囲内において決定いたします。当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針の概要については、事業報告74頁から80頁に記載のとおりであります。

(注) 独立社外取締役を委員長とし、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成する取締役会の諮問機関

また、本議案は、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、人事・報酬諮問委員会における審議を経ております。同委員会は、上記の事情も踏まえ、本議案の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針に沿うものであり、かつ、個人別の報酬に関する算定の基準、報酬構成全体の割合水準、支給対象となる取締役の人数水準などに照らして必要かつ合理的であると判断しております。以上を踏まえ、当社としましては、本議案においてお諮りする取締役の報酬等の改定内容につき、必要かつ合理的な内容であって、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名(うち社外取締役4名)でありますが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役4名)となります。

<株主提案(第5号議案から第8号議案まで)>

第5号議案から第8号議案までは、株主様1名(議決権数300個)(以下、「本提案株主」といいます。)からのご提案(以下、「本株主提案」といいます。)によるものであります。

<株主提案全般に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、第5号議案から第8号議案までのすべての議案に反対いたします。

本提案株主からの一連のご提案は、第5号議案の提案の理由の冒頭に記載のありますとおり、当社上場子会社である鳥居薬品株式会社(以下、「鳥居薬品」といいます。)を念頭に、親子上場の解消を求めるところにございます。これについて、当社取締役会は次のとおり考えております。

当社医薬事業は、グループの利益成長目標である中長期に亘る為替一定ベース調整後営業利益の年平均mid to high single digit成長において、その利益成長を補完する役割を担っております。この役割を果たすべく、次世代戦略品の研究開発及び各製品の価値最大化を目標に掲げ、創薬力向上のあくなき追求、個別製品の価値最大化、中長期的な事業基盤の最適化によるコスト削減に取り組んでおります。

当社医薬事業の収益の状況について、自社開発品の、自社による上市に固執せず、積極的な導出入活動を通じて、2016年12 月期以降、Gilead Sciences, Inc.との日本国内における抗HIV薬の販売に係る契約の終了といった難局はあったものの、営業利益ベースで利益創出を継続しており、2022年12月期においても、前年と比較して遜色のない水準となっております。

2023年12月期においても、増益となる計画を有しており、引き続き、当社グループの利益成長を補完する役割を果たし続けることができるよう、前述した取組みを加速させてまいります。

当社子会社である鳥居薬品においても、2022年2月に同社が公表した中長期事業ビジョン「VISION2030」においては、導入活動の強化及び製品価値最大化のための仕組み作りを通じて、2030年に過去最高の売上高を達成すること、過去最高益の更新を射程に入れることを目標に掲げております。

鳥居薬品も含めた当社グループの医薬事業がこれらの役割、目標を果たす上で、当社が研究開発を行う一方で、鳥居薬品が製造・販売及びプロモーション活動を担い、両社で一体的なバリューチェーンを構築している効率的な協業体制の継続、強化が重要と考えております。

協業体制の継続、強化に際し、医薬事業において重要となる優秀な人的資本の確保や信用の獲得等による事業上の競争優位性の向上が必要であることに加え、資本市場における規律等の子会社の経営上のメリット、株式報酬の活用による人的資本のエンゲージメントの強化等も総合的に勘案し、上場子会社として鳥居薬品を有している意義があると考えております。

現に、150年を超える歴史を有している鳥居薬品のブランド・知名度は、製薬業界における知見、経験、人財等、当社グループ内のリソースだけでは賄えない専門性の高いリソースを広く獲得することに貢献しており、これも鳥居薬品が上場企業として高い信頼を得ていることに由来していると考えております。

1998年の鳥居薬品株式の過半数取得以降、既存体制を漫然と継続してきた事実はなく、研究開発機能及び臨床開発機能の当社への一元化等、グループ全体として最適な事業遂行体制の構築を継続的に進めております。今後も当社グループの企業価値向上に向け連携を強化してまいります。

なお、鳥居薬品のPBRが1倍を割れていることは事実です。一方、同社が2023年2月10日に公表した決算発表においては、中長期事業ビジョン「VISION2030」の目標達成に向けた中期経営計画の進捗状況や主要施策の説明に加え、株主還元についても、2022年度通期の一株当たり配当金の増配を同社株主総会にお諮りする予定であることや、引き続き継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる充実を図るといった企業価値の向上に向けた取組みも示されております。当社としてはこれらの発表内容を支持するとともに、今後とも事業面での協業を強化すると同時に、上場企業の過半数の株式を有する株主としての責任も適切に果たしていきたいと考えております。

以上が、本提案株主が4件の本株主提案の狙いとして訴求する親子上場解消に関する当社の考えです。

議案ごとの当社取締役会の意見については、それぞれ議案の後に記載しております。

以下の提案の内容(議案の要領)及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

<株主提案>

第5号議案 定款一部変更 (子会社の管理) の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	第7章 子会社の管理
	(子会社の管理) 第35条 当会社は、次の事項について取締役会で検討を行い、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、その検討内容等(完全子会社化や売却等の方針等を含む)を具体的に開示するものとする。 (1) グループ全体のガバナンスの実効性確保(そのための子会社管理・監督)と子会社における機動的な意思決定が両立しているか (2) 上場子会社は、グループとしての企業価値を最大化する観点から、上場を維持することの合理的理由があるか (3) 上場子会社の一般株主の利益に十分配慮し、上場子会社の実効性のあるガバナンス体制を確保するための適切な取締役の選解任権限の行使に関する考え方

(2) 提案の理由

提案株主による一連の議案は、親子上場の解消を求める狙いがある。当社は、1998年12月に東京証券取引所に上場する 鳥居薬品の株式の過半数を取得し、1999年10月には、グループの医薬事業の研究開発機能を当社に集中し、医薬品の販売・営業といったプロモーション機能を鳥居薬品へ統合した。現在も、当社の唯一の上場子会社である鳥居薬品と鳥居薬品本社ビル内に事務所を構える当社の研究開発部門が、当社の医薬事業の中核をなす。

だが、当社が保有する鳥居薬品株式の市場価値は、買収時からほとんど変化がない。当初は、当社が独自に開発した医薬品を鳥居薬品経由で販売する狙いがあったが、買収から20年以上経過しても、上市されて一定の売上が計上されたと認められるのは、2020年6月発売の外用アトピー性皮膚炎治療剤コレクチムなどに限られる。当社が2022年2月に発表した経営計画において鳥居薬品に関する記載がほとんどないのは、買収当初の目論見が外れて、親子間のシナジーが見込めなくなったからであろうと合理的に推察される。

そもそも、親子上場は経済学でいう「デッドウェイト・ロス」(死重損失)を生む可能性が高い。グループ内の経営資源の配分を誤れば、独自の資本コストで規律される上場子会社の少数株主の利益はもちろん、上場子会社の価値が毀損されることで、親会社の株主の利益も損なわれ、親子ともに経済的効率性が害される。

実際、鳥居薬品の株価は解散価値である株主資産倍率 (PBR) 1倍に相当する水準を恒常的に下回っている。現預金、キャッシュマネジメントシステム (CMS) 預託金、投資有価証券といった、時価総額に匹敵する額の運用資産を鳥居薬品は抱えており、2023年1月18日時点において、こうした本業に資さない運用資産を除いた企業価値 (EV) はマイナスである。これは、プレミアムなしで鳥居薬品を買収した場合、事業がタダで手に入るうえに、お釣りが返ってくる極端な株価水準であり、もはや鳥居薬品は上場企業としての体をなしていないとも言える。

仮に、投資有価証券を含めてEVを計算したとしても、鳥居薬品はEV/EBITDA倍率(EVを利払い前・税引き前・減価償却前利益で割る)が4倍程度と当社の水準にサヤ寄せし、同規模の医薬品会社の約10倍を大きく下回る。こうした大幅にディスカウントされた鳥居薬品の株価指標を鑑みるに、当社が鳥居薬品の価値向上に長期にわたって失敗し、大株主としての責任を果たしていないのは明白である以上、鳥居薬品の非上場化や売却といった戦略的な判断こそが、当社の株主価値向上に資する。

そもそも、当社の主力であるたばこ事業と医薬事業は親和性が低い。国内外の企業、医療関係者、アカデミアとの協業を 当社は目指しているが、たばこ事業を主力事業として抱えているがゆえに、創薬やマーケティング活動に制約があるのが実 態である。昨年は一部メディアが、当社と鳥居薬品が、講演会講師、執筆活動、コンサルティング業の対価として医療者に 支払った謝金を批判的に報じている。

経済産業省が2019年6月28日に策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」では、「グループ全体としての企業価値向上や資本効率性の観点から、上場子会社として維持することが最適なものであるか、定期的に点検する」(同124頁)ことが親会社に求められている。また、親会社が子会社の上場を維持する場合には、「上場子会社として維持することの合理的理由」と「上場子会社のガバナンス体制の実効性確保」を取締役会で審議し、投資家に対して、情報開示を通じて十分な説明責任を果たすことが求められている(同126頁)。

さらに、経済産業省が2020年7月31日に策定した「事業再編実務指針〜事業ポートフォリオと組織の変革に向けて〜(事業再編ガイドライン)」では、「上場子会社の形態は、構造的に少数株主との利益相反リスクを生じさせるものであり、従来、日本企業の一部で見られたように漫然と上場子会社を維持することは必ずしも望ましくない」、「上場子会社化はあくまでも「過渡的形態」と位置づけた上で、・・・最終的には非子会社化することを目的にしていることや、どの程度の期間で非子会社化するのか等の方針を示すことが望ましい」と指摘されている(同97〜98頁)。

以上を踏まえて、当社が鳥居薬品の価値向上に長期にわたって失敗してきた経緯に鑑みれば、当社の取締役会が「上場子会社として維持することの合理的理由」と「上場子会社のガバナンス体制の実効性確保」を真摯に審議してこなかったことや当社が漫然と上場子会社を維持してきたことが疑われるところであるため、当社の取締役会にこれらの審議と情報開示を通じた十分な説明責任を果たすことを義務付けるための定款規定を設けることを提案するものである。

<第5号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」に従い、グループ経営に関する考え方や上場子会社を有する意義について「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」により開示しております。上場子会社に対する当社グループ経営方針を開示することは、上場会社として当然順守すべき所与の責務及び対応であると考えており、今後も資本市場の皆様とのより良い対話に向け、開示の充実については不断の検討を行ってまいる所存です。しかし、完全子会社化や売却に関する個別具体的な内容を、検討段階においても開示する旨を組織の根本規範である定款で一律かつ固定的に定めることは、資本市場に対し不要な憶測を惹起させるなどの危険性も含んでいることから相応しくないと考えております。これらの完全子会社化や売却に関する個別具体的な内容は、株主や投資家の皆様との対話なども踏まえつつ、公表の内容、時期や方法等を含め、取締役会において慎重に検討した上で、お知らせすべき結論に達した段階で、適時、適切な方法によって公表すべきであると考えております。したがいまして、本株主提案に従った定款規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

以下、本株主提案において具体的に検討・開示すべきとされている事項を中心に、当社におけるグループ経営に関する考え 方や上場子会社を有する意義を改めて述べます。

当社は、経営理念である「4Sモデル」の追求をグループ全体で共有・実践することによって、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上を目指しております。当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が前述の目標達成に資するとの認識のもと、当社グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、当社グループの全体最適を図っております。また、コンプライアンス体制(通報体制を含む)、内部監査体制、財務管理体制等について子会社と連携を図り、整備しております。

上場子会社である鳥居薬品については、同社の独立性の確保及び少数株主の利益を適切に保護することが、当社及び同社の企業価値向上にとって必要不可欠であるとの考えのもと、上場企業として適切なガバナンス体制の構築に努めております。当社は意思決定に係る社内規程として全社的な責任権限規程を定めておりますが、同社においては選択的に当該規程を適用し、権限上の自由を与えることで、上場子会社としての独立性を担保しております。また、2020年3月26日の同社株主総会において、取締役の過半数を独立社外取締役で構成する取締役会体制への移行が決議され、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の一層の強化を進めております。

上場子会社を有する意義については、前述したとおり、医薬事業において重要となる優秀な人的資本の確保や信用の獲得等による事業上の競争優位性の向上に加え、資本市場における規律等の子会社の経営上のメリット、株式報酬の活用による人的資本のエンゲージメントの強化等を総合的に勘案し、当社は、上場子会社として鳥居薬品を有しております。

上場子会社の実効性のあるガバナンス体制を確保するための適切な取締役の選解任権限の行使に関する考え方については、これを「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において一律に記載する旨を定款に定めることは、当社が鳥居薬品の議決権の過半数を有していることから、実質的に同社における独立的な判断を阻害する可能性があると考えております。また、当社及び鳥居薬品を取り巻く先行き不透明な社会・経済状況において、求められる役員像は目指すべき企業像や経営環境に応じて変化し得るものであることを踏まえれば、当社としても株主の立場からその時々で必要となる多様な要素を総合的に考慮して判断すべきものと考えております。この観点からも、かかる判断方針を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に一律に記載するという旨を、会社の根本規範である定款において固定的に定めることは相応しくないと考えております。もちろん、当社といたしましても、上場子会社における一般株主の利益に配慮し、上場子会社の実効性あるガバナンスを確保することは当社の重要な責務と考えており、引き続き適切な選解任権限行使のための議論を継続してまいります。

なお、提案理由において、経済産業省の事業再編ガイドラインが引用されております。しかしながら、この引用部分のうち、「上場子会社化はあくまでも『過渡的形態』と位置づけた上で、(中略)最終的には非子会社化することを目的にしていることや、どの程度の期間で非子会社化するのか等の方針を示すことが望ましい」という部分は、事業再編の一環として事業切り出し目的でエクイティ・カーブアウトを実施する際に、一時的に上場子会社状態が生じる場合の指針を述べたものであり、上場子会社を有する親会社一般に対してこのような指針を示す(あるいはこのような行動をとる)ことを求めるものではありません。また、同ガイドラインの「日本企業の一部で見られたように漫然と上場子会社を維持することは必ずしも望ましくない」という部分についても、適切なガバナンス等により親子上場に伴うリスクを低減させ、グループ全体の利益を確保できるのであれば、上場子会社という形態は必ずしも否定されないことを含意していると考えられます。以上のことから、少なくとも提案理由中の当該引用部分は、当該提案の直接的な根拠となるものではないと考えております。

<株主提案>

第6号議案 定款一部変更(上場子会社への天下りの禁止)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(新 設)	第8章 上場子会社への天下りの禁止
	(上場子会社への天下りの禁止) 第36条 当会社は、当会社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者を取締役候補者とする会社提案の取締役選任議案を当会社の上場子会社が株主総会において付議した場合、これに賛成の議決権を行使してはならない。

(2) 提案の理由

当社は、1998年12月に鳥居薬品の株式の過半数を取得して以降、当社の出身者を代表取締役及び取締役として鳥居薬品に送り続けたが、医薬品事業の専門家でない当社出身者による「天下り」は、投資先の価値を高めるという観点から、適切な人選とは言えない。松尾紀彦氏、髙木正一郎氏、松田剛一氏など当社出身の代表取締役社長は、医薬品事業に関する豊富な知見を有しているようには見受けられない。だからこそ、当社が保有する鳥居薬品株式の価値がPBRやEV/EBITDAなどの株価・財務指標面で大幅にディスカウントされる状態が長期化しており、結果的に鳥居薬品の大株主である当社の株主価値が毀損されている。

現在の鳥居薬品の唯一の社内取締役で、当社から代表取締役に天下った松田剛一氏は、当社において、飲料事業部の企画部長、同部の調査役及び同部部長等を長年務めるなど、明らかに畑違いの業務にこれまで従事してきているのであるから、医薬品事業に関する豊富な知見があるとは到底認められない。にもかかわらず、同氏は、鳥居薬品への天下りの布石としてか、突如として当社の医薬事業副部長に就任し、その僅か1年後に同部の顧問に就任した後、その2か月後には、当社の医薬営業副グループリーダー兼営業企画部長に就任している。そして、当該業務に僅か2年従事しただけで鳥居薬品の代表取締役社長に就任するに至っている。

上述のように、親子上場は経済学でいう死重損失を生む可能性が高い。適材適所でない親会社の人事慣行が上場子会社にも適用されれば、独自の経営ノウハウが必要な上場子会社の少数株主の利益はもちろん、上場子会社の価値が 毀損されることで、親会社の株主の利益も損なわれ、親子ともに経済的効率性が害される。

当社出身者が社長に就任するという慣行は、鳥居薬品のプロパー従業員が社長に就任することができないということを意味する。これは、鳥居薬品の従業員のモチベーションの阻害要因となるため、鳥居薬品の株主価値の低下に繋がるものであり、ひいては鳥居薬品の大株主である当社の株主価値も損なう。

そこで、当社及び鳥居薬品における人事慣行を正すため、当社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上 役員又は従業員としての勤務経験のある者が鳥居薬品の取締役に選任されるのを防ぐための定款規定を設けることを 提案するものである。

<第6号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

鳥居薬品における取締役の選任については、当社から独立した立場で同社が適正かつ透明なプロセスを経て行っているものであり、当社出身者であるという出自のみをもって、鳥居薬品の上場企業としての判断を阻害することは適当ではないと考えております。むしろ、当社において多様な経験を積んだ人物が、鳥居薬品においてもその幅広い経験に裏打ちされたノウハウを還元することで、同社の活性化に資するとともに、グループ全体での円滑な連携を促進することが可能になります。

現に、客観性、透明性が確保されたプロセスを経て選任された鳥居薬品の取締役各位においては、いずれもその選任に関する同社の株主総会議案において、 $94\%\sim97\%$ 程度の高い賛成率を獲得しており、当社以外の株主の大多数の賛同もいただいております。

以上のような当社出身役員が就任することの効果及び鳥居薬品の株主総会における賛成率という客観的な数値を踏まえますと、当社出身であることのみをもって、鳥居薬品への取締役就任を実質的に制限する定款規定を設けることは、鳥居薬品における最適な取締役選任の機会を損ない得るものであり、鳥居薬品の企業価値、ひいては当社の企業価値をも低下させるおそれがあるものと考えております。

また、子会社における取締役選任議案に対する議決権をどのように行使するかという点については、まさに取締役による具体的な業務執行権限の行使として適時に検討・実施されるべきものであるところ、これを定款によって固定的かつ一律に定めることは、会社法における基本的な権限分配の考え方にも抵触し得るものであり、適切ではないと考えております。 加えて、定款において同社の取締役選任議案に対する議決権行使を拘束した場合には、当社が鳥居薬品の議決権の過半数を有していることから、実質的に同社における独立的な判断を阻害することにも繋がり得ますので、相応しくないと考えております。

<株主提案>

第7号議案 定款一部変更(上場子会社との間におけるCMSによる資金貸借の禁止)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更繁
(新 設)	第9章 上場子会社との間における CMSによる資金貸借の禁止
	(上場子会社との間におけるCMSによる資金貸借の禁 止)
	第37条 当会社は、当会社の上場子会社との間において、キャッシュマネジメントシステム (CMS) による資金貸借を行ってはならない。

(2) 提案の理由

鳥居薬品は、2022年9月30日時点で、141億7100万円もの金額を親会社がグループの資金を集中管理するキャッシュマネジメントシステム (CMS) 経由で当社に預託している。米ギリアド・サイエンシズが製造する抗HIV薬品の独占的販売権に関する契約が終了したため、鳥居薬品では2019年に400億円を超える金銭を得て運用資産が膨らんだ。当社グループにおけるCMSの運用状況から判断すると、CMSの存在は、キャピタル・アロケーション(資本の配分)の観点から、この膨大なキャッシュを適切に活用する機会を鳥居薬品から取り上げる役割を果たしており、当社が保有する鳥居薬品株式の価値がPBRやEV/EBITDAなどの株価・財務指標面で大幅にディスカウントされる状態が長期化している実態に鑑みるに、鳥居薬品の株主価値、ひいては鳥居薬品の大株主である当社の株主価値も損なう。

仮に、「医薬事業よりも他のグループ事業の収益性が高いがゆえに、親会社経由で資金を再配分する目的でCMSが存在する」と主張するならば、そもそも、鳥居薬品をはじめとする医療事業を売却の対象とし、その売却資金で他の事業に再投資するべきである。

前述したように、親子上場は経済学でいう死重損失を生む可能性が高い。親会社のみを意識した資本の配分が、独自の資本コストで規律される上場子会社にも適用されれば、上場子会社の少数株主の利益はもちろん、上場子会社の価値が毀損されることで、親会社の株主の利益も損なわれ、親子ともに経済的効率性が害される。

以上のとおり、当社グループにおけるCMSは当社の株主価値を損なっているため、当社と当社の上場子会社との間におけるCMSによる資金貸借を禁じる旨の定款規定を設けることを提案するものである。

<第7号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

CMSは、当社グループ内の各会社で一時的に余剰となっている資金を親会社である当社に集中させ、反対に一時的に資金が不足している会社に回すことにより、グループ全体でより効率の良い資金運用を行う仕組みとして運用しております。

各子会社におけるメリットとして、CMSでは一般の金融機関の預金と比較して、同等以上の水準の利率での利息を設定していることが挙げられます。また、CMSは普通預金と同じく超短期で回収できるものであり、ごく短期的な余剰資金が発生した場合の一時的な保管場所としてCMSを各社にご利用いただいていると認識しております。

一方で、当社は、子会社に対してCMSの利用を強制しておらず、各子会社は、当社が子会社に対して提示する、 前述した条件を踏まえて、CMS利用の要否を独自に判断しております。鳥居薬品においては、手数料・資金決済の 利便性等を勘案の上、当社グループCMSを通じた資金運用の要否を決定しているものと認識しております。

鳥居薬品における当社グループCMSを通じた資金運用の今後の方向性については、鳥居薬品において、2023年度末までに、資金決済口座としての利用目的のために必要な額までCMSを通じた資金運用額を削減していく方針が示されており、当社としてもこの方針を尊重する考えです。現時点において、その利用を強制せず、各子会社において諸条件を検討した上で任意での利用としている当社グループCMSについて、上場子会社のみに限定してその利用を制限することの合理性は低いものと考えております。

また、このようなグループ全体における資金運用のあり方については、まさに取締役による具体的な業務執行権限の行使として適時に検討・実施されるべきものであるところ、これを定款によって固定的かつ一律に定めることは、会社法における基本的な権限分配の考え方にも抵触し得るものであり、適切ではないと考えております。

<株主提案>

第8号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数9635万7680株、取得価格の総額2500億円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の主力であるたばこ事業と医薬事業は親和性が低い。医薬事業の中核である鳥居薬品のPBRが解散価値である 1倍を割れ、EV/EBITDA倍率も同業他社を下回るのも、親子間のシナジーが期待できないためである。よって、鳥居 薬品を含めた医薬事業全体を売却した方が事業の潜在的価値が具現化され、当社の株主価値に資すると提案株主は考える。

EBITDAといった医薬事業の稼ぐ力、同事業が切り離された場合の類似会社を参考にしたEV/EBITDA倍率、鳥居薬品の運用資産と自社ビルの価値などを考慮した場合、医薬事業の価値は優に2500億円を超えると考えられる。

提案した取得価格の総額2500億円は、上述の価値に対応し、株式総数9635万7680株は2023年1月18日終値の 株価で同取得価格の総額を割った数字である。

<第8号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

医薬事業は、たばこ事業とは収益性・投資期間等、事業特性が異なるからこそ、将来、当社グループの中長期 に亘る持続的な利益成長を補完し、更なる成長に貢献するものと考えております。

医薬事業については、当社グループの利益成長を補完するというその役割になんら変更はなく、現時点において売却の予定はありません。

したがって、この売却によって得られた資金を拠り所とする自己株式の取得については、様々な前提に基づいた論理の飛躍と見ざるを得ず、実施すると判断する合理性に著しく欠けるものと考えます。

株主還元については、強固な財務基盤を維持しながら、グローバルに競争力ある水準として配当性向75%程度を目安とすることを方針として掲げており、自己株式取得については、当該年度における財務状況及び中長期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討するという本質的な方針に変更はありません。

以上

X	ŧ		

Ⅱ 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

当年度におきましては、売上収益から当期利益まで、過去最高の実績(注1)を達成いたしました。

● 売上収益

当社グループの経営指標である為替一定ベース (注2) のcore revenue (注3) は、前年度比4.8%増となりました。また、売上収益は、すべての事業において増収したことにより、前年度比14.3%増の2兆6,578億円となりました。

● 調整後営業利益、営業利益及び当期利益 (親会社所有者帰属)

当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益^(注4) は、加工食品事業における減少があったものの、たばこ事業及び医薬事業での増加により、前年度比9.0%増となりました。また、調整後営業利益は、たばこ事業において為替影響がポジティブに作用したことにより、前年度比19.2%増の7,278億円となりました。

営業利益は、調整後営業利益が増加したことに加え、たばこ事業運営体制強化施策等の費用の剥落もあり、前年度比31.0%増の6.536億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の増加が金融損益の悪化を上回り、前年度比30.8%増の4,427億円となりました。

当社グループの経営指標

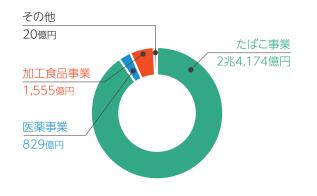
為替一定ベースのcore revenue	為替一定ベースの調整後営業利益
前年度比 4.8% 增	前年度比 9.0% 增

全計業績

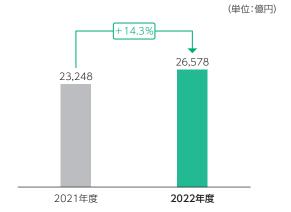
売上収益	調整後営業利益	当期利益 (親会社所有者帰属)
2兆6,578億円	7,278億円	4,427億円
前年度比 14.3%增	前年度比 19.2%增	前年度比 30.8% 増

- (注) 1. 売上収益、調整後営業利益、継続事業における営業利益、継続事業における親会社の所有者に帰属する当期利益の実績です。
 - 2. 為替一定ベースは、たばこ事業における当期の調整後営業利益、core revenue又は自社たばこ製品売上収益から、前年同期の為替レートを用いて換算・算出した為替影響及び一定の方法を用いて算出した一部市場のインフレに伴う売上又は利益の増加分を除いたものです。
 - 3. core revenueは、自社たばこ製品売上収益、医薬事業・加工食品事業・その他の売上収益の合計です。
 - 4. 調整後営業利益は、営業利益+買収に伴い生じた無形資産に係る償却費+調整項目(収益及び費用)です。なお、調整項目(収益及び費用)はのれんの減損損失±リストラクチャリング収益及び費用等です。

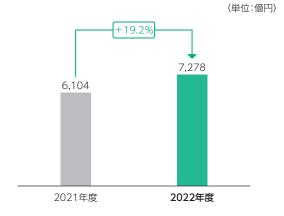
事業セグメント別の売上収益



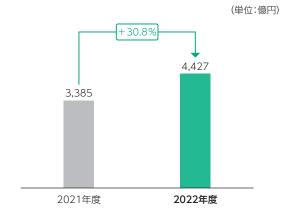
売上収益



調整後営業利益

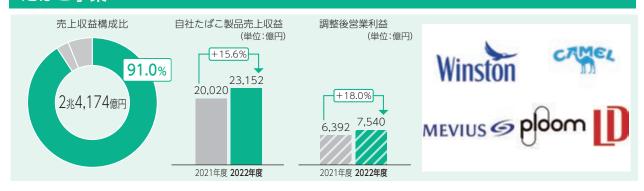


当期利益 (親会社所有者帰属)



事業別の概況

たばこ事業



当年度より国内・海外に分かれていたたばこ事業を統合し、新たなスタートを切りました。新たな事業運営体制のもとで明確かつ的確な戦略を掲げ中長期に亘る持続的な利益成長にコミットしてまいります。また、当社グループはロシア・ウクライナ情勢が長期化・複雑化する中、国内外におけるあらゆる制裁措置を遵守したうえでロシア市場における事業運営を継続しております。今後も事態の変化に応じて、経営理念である「4Sモデル」に則り、必要な意思決定を行っていくことにより、この難局に対処していきます。

当年度におきましては、継続的なシェアの伸張及びEMA (注1)での販売数量の増加が、Asia (注1)及びWestern Europe (注1)の主要市場における総需要の減少影響をほぼ相殺し、総販売数量 (注2)は前年度比0.5%減の5,273億本となりました。なお、EMAでは、ブラジル・Global Travel Retail (注3)・イラン・ポーランド・米国を中心として販売数量が増加しました。また、Combustibles販売数量 (注4)は、前年度比0.7%減の5,194億本となったものの、RRP販売数量 (注5)は、日本でのPloom X販売・シェア伸張により、前年度比10.3%増の79億本となりました。

自社たばこ製品売上収益^(注6)及び調整後営業利益は、主要市場である日本・フィリピン・ルーマニア・ロシア・スペイン・ 台湾・トルコ・英国を含むすべてのクラスターでポジティブな単価差影響が発現したこと、底堅い総需要、継続的な市場シェアの伸張、RRP関連売上収益の増加及び円安によるポジティブな為替影響により、前年度に比べて増加しています。

財務報告ベースの自社たばこ製品売上収益は、ポジティブな単価差・商品構成影響がネガティブな数量差影響を上回ったことにより、前年度比15.6%増の2兆3,152億円となりました(為替一定ベースでは前年度比4.8%増)。RRP関連売上収益 (注7)は、前年度比4.4%増の754億円となりました。

財務報告ベースの調整後営業利益は、自社たばこ製品売上収益の増加が、サプライチェーン関連コストの増加を上回り、前年度比18.0%増の7.540億円となりました(為替一定ベースでは前年度比8.2%増)。

Ploom Xの貢献により、日本市場におけるHTS^(注8)カテゴリ内シェアは8.1%(当年度第4四半期時点)と順調に伸張しております。また、当年度よりPloom Xの販売を英国で開始しており、2023年以降も積極的にグローバル市場での展開を予定しております。加えて、米国におけるHTS製品の商業化を目的として、Altria Group, Inc.グループとともに合弁会社を設立すること、RRPの更なる事業機会を探求するため、長期に亘る戦略的なグローバル・パートナーシップを締結することについて合意しました。引き続き、将来の成長に向けた施策を着実に進めてまいります。

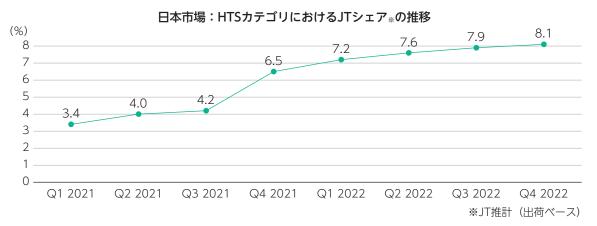
- (注) 1. JTグループのたばこ事業をより深く理解していただくために、同事業を3地域のクラスター(Asiaは日本を含むアジア全域、Western Europeは西欧地域、EMAは東欧、中近東、アフリカ、トルコ、南北アメリカ大陸及びGlobal Travel Retail)に区分けしたものです。
 - 2. 総販売数量は、水たばこ/製造受託/RRPデバイス及び関連アクセサリーを除くたばこ製品の販売数量です。
 - 3. Global Travel Retailは、従来の国内たばこ事業と海外たばこ事業の免税市場を統合した呼称です。
 - 4. Combustibles販売数量は、水たばこ/E-Vapor/無煙たばこ(Snus・ニコチンバウチ)/加熱式たばこ/製造受託を除くたばこ製品の販売数量です。
 - 5. RRP(Reduced-Risk Products)は、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品です。当社製品ポートフォリオにおけるHeated tobacco sticks、Infused tobacco capsules、E-Vapor、無煙たばこ製品等が含まれます。また、RRP販売数量は、Reduced-Risk Productsの販売本数を紙巻きたばこに換算した数量であり、RRPデバイス/関連アクセサリー等は含みません。
 - 6. 自社たばこ製品売上収益は、物流事業/製造受託等を除く売上収益です。
 - 7. RRP関連売上収益は、自社たばこ製品売上収益の内訳としての、RRPデバイス/関連アクセサリー等を含むReduced-Risk Productsの売上収益です。
 - 8. HTS (Heated tobacco sticks) は、高温加熱型の加熱式たばこです。

クラスター別内訳 (単位:億円)

科目	2021年 1-12月	2022年 1-12月	増減率	
Asia				
自社たばこ製品売上収益	7,922	8,049	+1.6%	
調整後営業利益	2,693	2,675	-0.6%	
Western Europe				
自社たばこ製品売上収益	5,031	5,388	+7.1%	
調整後営業利益	2,080	2,193	+5.4%	
EMA				
自社たばこ製品売上収益	7,066	9,715	+37.5%	
調整後営業利益	1,620	2,671	+64.9%	

Ploom Xの進捗

- ●2021年8月の全国発売後、HTSカテゴリにおけるJTシェアは着実に推移
- ●日本での知見を活かし、海外市場での上市を順次実施



メ	ŧ	
	C	

医薬事業



医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指 しております。

開発状況としましては、現在当社において6品目が臨床開発段階にあります。

JTE-061 (tapinarof) につきましては、2022年7月に日本国内で実施したアトピー性皮膚炎患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験及び9月に日本国内で実施した尋常性乾癬患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験の良好な速報結果を得ました。現在、他の臨床試験の成績等を基に日本国内における製造販売承認申請を目指しております。

enarodustatにつきましては、導出先である韓国のJW Pharmaceutical Corporationが、血液透析患者における腎性貧血治療薬「ENAROY®錠」として、2022年11月17日に韓国における製造販売承認を取得しました。

アトピー性皮膚炎治療薬「コレクチム[®]軟膏0.5%、0.25%」につきましては、乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした臨床試験の成績を踏まえ、2023年1月30日に乳幼児(生後6ヶ月以上2歳未満)の患者様への適応拡大が認められました。

当年度における売上収益につきましては、前年度の導出品に係る一時金収入の剥落や海外ロイヤリティ収入の減少があったものの、グループ会社である鳥居薬品株式会社(以下、「鳥居薬品」という。)の増収により、前年度比3.1%増の829億円となりました。

調整後営業利益につきましては、売上収益の増収が、鳥居薬品における研究開発費等の増加を相殺し、前年度比0.5%増の 111億円となりました。

ご参考 医薬事業 臨床開発品目一覧(2023年2月14日現在)

<自社開発品>

開発番号 (一般名)	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階 (実施地域)		
JTE-052 (delgocitinib)	自己免疫・アレルギー 疾患 /経口・外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAK を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 1 (自社品
JTF-051	自己免疫・アレルギー 疾患	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化 するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応	Phase 2 (国内)	自社品
312-031	/経口		を抑制する	Phase 2 (海外)	ETLO
JTT-662	2型糖尿病 /経□	SGLT 1 阻害	SGLT 1 を阻害し、食後高血糖の是正及び血糖値の正常化を行う	Phase 1 (海外)	自社品
JTT-861	慢性心不全 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素 (PDH) を活性化し、心機能を改善する	Phase 1 (海外)	自社品
	アトピー性皮膚炎 /外用			Phase 3 (国内)	
JTE-061 (tapinarof)	尋常性乾癬 /外用	AhRモジュレーター	アリル炭化水素受容体(AhR)を活性化 し、皮膚の炎症を抑制する	Phase 3 (国内)	導入品 (Dermavant Sciences GmbH社) 鳥居薬品と共同開発
	小児アトピー性皮膚炎 /外用			Phase 2 (国内)	
JTC-064	神経変性疾患 /経口	PDHK阻害	ピルビン酸脱水素酵素(PDH)を活性化 し、代謝異常を是正する	Phase 1 (海外)	自社品

- (注) 1. 開発段階の表記は投薬開始を基準としています。
 - 2. 掲載以外に、将来の剤形追加の可能性を検討するための臨床試験を行っています。

<導出品>

,4mm,				
一般名等 (当社開発番号)	導出先	作用機序		
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	
抗ICOS抗体	AstraZeneca社	ICOSアンタゴニスト	T細胞の活性化に関与しているICOSの働きを阻害し、免疫 反応を抑制する	
delgocitinib	LEO Pharma社 ロート製薬社	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な 免疫反応を抑制する	
enarodustat	JW Pharmaceutical社 Salubris社	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリ スロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	

加工食品事業



加工食品事業につきましては、冷食・常温事業、調味料事業に注力し、付加価値の高い商品の販売を強化するなど、収益 力の向上に取り組んでおります。

当年度の冷食・常温事業におきましては、注力している冷凍麺、パックごはん、お好み焼等は引き続き国内市場において 高いシェアを維持するとともに、調理が簡単で商品一つで食事が完結する「一食完結型」の「お皿がいらないシリーズ」を 展開するなど、更なる競争力の強化に向け、家庭用新製品を31品、リニューアル品を21品発売しております。

また、急激な為替の変動や原油価格の上昇等により原材料費・エネルギー費等の高騰が続き、事業に対してネガティブな 影響がありました。そのような厳しい事業環境においても、生産性向上やコスト削減等の継続的な取組みに加え、2回の出荷 価格改定を実施し、利益の創出に最大限努めてまいりました。

当年度における売上収益につきましては、冷食・常温事業等における価格改定を主因に、前年度比5.6%増の1.555億円と なりました。

調整後営業利益につきましては、売上収益が増収となったものの、原材料費等の高騰とネガティブな為替影響、また、前 年度に発生した保険金入金の反動影響により、前年度比11.3%減の35億円となりました。

なお、ベーカリー事業を運営する株式会社サンジェルマンについては、2022年12月1日付で株式会社クリエイト・レスト ランツ・ホールディングスへ全株式を譲渡しております。

2022年春夏発売品



お皿がいらないカルボナーラうどん



新潟県産大粒ごはん3食

2022年秋冬発売品



お皿がいらないにんにく醤油まぜそば ごっつ旨い明太もちお好み焼



2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1.010億円の設備投資を実施いたしました。

たばこ事業につきましては、製造設備の改修・維持更新及び能力増強等に838億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に24億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に82億円の設備投資を行いました。

- (注) 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要 となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウエア、その他の無形資産を 含みます。
- 3. 企業集団の資金調達の状況

当社海外子会社であるJT International Financial Services B.V.は、一般事業資金に充当することを目的に、2022年 10月24日に総額5億米ドル(約664億円)の外貨建普通社債を発行しております。

- (注) 米国ドルから日本円へ換算する際は、2022年12月末時点のレートを適用しております(米国ドル/円:132.70)。
- 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
 - 特記すべき事項はありません。
- 5. 他の会社の事業の譲受けの状況 特記すべき事項はありません。
- 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況特記すべき事項はありません。
- 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

区分		第35期 2019年1月-12月	第36期 2020年1月-12月	第37期 2021年1月-12月	第38期 2022年1月-12月
売上収益	(百万円)	2,175,626	2,092,561	2,324,838	2,657,832
税引前利益	(百万円)	465,232	420,063	472,390	593,450
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)		348,190	310,253	338,490	442,716
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	195.97	174.88	190.76	249.45
資産合計	(百万円)	5,553,071	5,381,382	5,774,209	6,548,078
資本合計	(百万円)	2,743,611	2,599,495	2,886,081	3,616,761

⁽注) 当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

区分		第35期 2019年1月-12月	第36期 2020年1月-12月	第37期 2021年1月-12月	第38期 2022年1月-12月
売上高	(百万円)	660,805	596,887	592,220	542,181
経常利益	(百万円)	278,968	240,491	278,809	273,734
当期純利益	(百万円)	262,469	241,752	216,896	283,461
1 株当たり当期純利益	(円)	147.72	136.27	122.23	159.72
総資産	(百万円)	2,614,357	2,597,930	2,487,979	2,363,267
純資産	(百万円)	1,417,365	1,390,011	1,344,696	1,368,643

⁽注) 1. 当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。

^{2. 「}収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第38期より適用しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】





■税引前利益 (単位:百万円)



■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



■基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



■資産合計 (単位:百万円)



■資本合計 (単位:百万円)



Х	Ŧ			
<i></i>	C			

9. 企業集団が対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

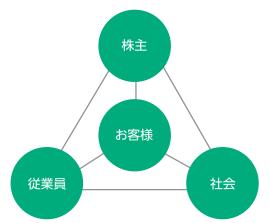
当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」の追求を通じ、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を目指しています。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に 対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者 の満足度を高めていく



また、自然・社会・個人の様々なスケールで非連続な変化が起こり、事業環境の不確実性・複雑性がますます高まっている状況下において、当社グループが持続的な存在であるための方向性を明確にするものとして、JT Group Purposeを策定いたしました。具体的には、当社グループが未来において社会から求められ、かつ、長期に亘り価値を発揮し続けていくべき領域を「心の豊かさ」であると同定し、この領域を任され、貢献し続けていきたいとの考えから「心の豊かさを、もっと。」をJT Group Purposeとしています。加えて、JT Group Purposeの実現に向けて、各事業においてもこれを踏まえた事業Purposeを策定しております。

<事業Purpose>

- ・たばこ事業:Creating fulfilling moments. Creating a better future.
- ・医薬事業:科学、技術、人財を大切にし、患者様の健康に貢献します。
- ・加工食品事業:食事をうれしく、食卓をたのしく。

時代や人により、多様で、変化していく「心の豊かさ」の領域を、今後も社会から任され、貢献できる存在であり続けるため、当社グループは絶えず進化してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループの中長期の経営資源配分は、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資 (注1) を最優先とし、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視する方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業及び加工食品事業は全社利益成長を補完すべく、事業基盤の再構築に注力することとし、そのために必要な投資を実行していきます。

各事業の中長期の目標は以下のとおりです。

たばこ事業	当社グループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長となる利益水準を目指す
医薬事業	次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を 目指す
加工食品事業	高品質なトップライン成長による中長期に亘る利益成長を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す

当社グループは、不確実性を増す経営環境を見極め、スピード感を持って競争力を強化すべく、期間を3年間とした経営計画を1年ごとにローリングを行う方式で策定しており、経営理念及び経営資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を「経営計画2023」において設定しています。

「経営計画2023」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit $^{(\pm 2)}$ 成長を目指してまいります。

株主還元方針については、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づく経営資源配分方針で掲げる「中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先」と「事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視」という観点から、以下のとおりとしています。

- ・強固な財務基盤 (注3) を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- ・資本市場における競争力のある水準(注4)として配当性向75%を目安(注5)とする
- ・自己株式の取得は、当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力の更なる強化を実現すること及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、国際的な政治情勢の変化や新興国通貨における減価傾向等の為替変動リスク等、不確実性を増していると認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」が必要であると考えております。これは、不確実性に対処すべく、計画策定時において想定の範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感は、引き続き企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

加えて、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びESGやサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れを踏まえ、「変化への対応力」という受け身の対応だけではなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速してまいります。

- (注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、お客様・社会への新たな価値・満足の継続的な提供を通じて、質の高いトップライン成長を実現することで、為替一定調整後営業利益の成長を目指す。
 - 2. mid to high single digit: 一桁台半ばから後半のパーセンテージ
 - 3. 経済危機等に備えた堅牢性、及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保
 - 4. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG(Fast Moving Consumer Goods)企業群の還元動向をモニタリング
 - 5. ±5%程度の範囲内で判断

【ご参考】サステナビリティの取組み

当社グループが持続的に成長していくためには、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠です。サステナビリティを経営の中核と考え、当社グループの経営理念である「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて、サステナビリティ戦略を策定しています。

サステナビリティ戦略においては、「人権の尊重」、「環境負荷の軽減と社会的責任の発揮」、「良質なガバナンスと事業規範の実行」の3つをグループ全体に共通する事業継続に不可欠な「3つの基盤」として位置付け、各事業において優先的に取り組む注力分野と具体的な中期取組み目標を設定しています。本目標に対する各事業の取組み進捗状況については、6月上旬に統合報告書及びウェブサイトにて報告を予定しております。







<環境負荷の軽減と 社会的責任の発揮>

<良質なガバナンスと 事業規範の実行>

また、当社グループは、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)を支持しており、事業活動を通じて主に関連する9つの目標の実現への貢献を目指しています。加えて、今般策定したJT Group Purposeの実現に向け、生活者一人ひとりが「心の豊かさ」に気付く"とき"に寄り添い、多くの人々が「今日もよい一日だった」と感じられるような社会・未来づくりに貢献することを目指してグループー体となって活動の拡充を図ってまいります。



















人権の尊重

当社グループの人権方針に基づいた人権デュー・ディリジェンスのアプローチをはじめ、我々の人権尊重へのコミットメントやこれまでの取組みについて、ウェブサイトや人権報告書など様々な手段を通じて包括的に発信しています。



人財への投資

ダイバーシティ&インクルージョンの一つの取組みとして、女性マネジメント比率については、40%を超えることを理想とし、「2030年までに女性マネジメント比率25%」というグループ目標を掲げ、継続的に取組みを推進しています。



環境負荷の軽減

当社グループでは「JTグループ環境計画2030」を策定し、「エネルギー・温室効果ガス」「自然資源」「廃棄物」を計画の軸となる3つの重要領域として定めています。2022年2月には、「JTグループ環境計画2030」における「エネルギー・温室効果ガス」の目標を更新いたしました。当社グループは再生可能エネルギー由来の電力使用の拡大等を通じ、2030年までに当社グループ事業におけるカーボンニュートラルを達成します。またそのうえで、遅くとも2050年までにバリューチェーン全体でのネットゼロ実現に向けて、取組みをより一層強化・拡大してまいります。この目標は科学的根拠に基づいて策定しており、国際的なイニシアチブであるSBTi(Science Based Targets initiative)による「1.5℃目標」のSBT(Science Based Targets)認定を取得いたしました。2022年においても着実な削減を達成した見込みとなっており、詳細については6月上旬に統合報告書及びウェブサイトにて報告を予定しております。



国際NGOのCDPによる国際的に影響力のある企業調査において、気候変動に関し、最高評価「Aリスト」に4年連続で選定されました。本評価対象となった15,000社以上のうち、気候変動が「Aリスト」に選定されたのは全世界で283社、日本で74社です。JTはその1社として、2016年、2019年、2020年、2021年に続き5回目の「Aリスト」選定となります。

社会的責任の発揮

当社グループでは包摂的かつ持続可能な地域社会の発展のために、国内外の様々な団体との長期的なパートナーシップを通じて世界各地でコミュニティインベストメントプログラムを実施しています。引き続きコロナ禍の影響が残った2022年においても、感染対策に配慮しつつ、従業員が地域社会との接点を持つ機会を提供しています。

ガバナンス

当社グループではコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に積極的に取り組んでいます。持続的な利益成長を実現するためには、より強い経営のコミットメントが必要であるとの考えのもと、2022年度からは役員報酬にESG指標を取り入れ、中長期での持続的な成長に向けたKPIを導入しています。

- ・当社グループのサステナビリティの取組みの詳細につきましては、当社ウェブサイト(https://www.jti.co.jp/sustainability/index.html)よりご 覧いただけます。
- ・当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、株主総会参考書類の「【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス」をご覧ください。

10. 企業集団の主要な事業内容

区分	主な内容		
たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売		
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売		
加工食品事業	冷凍・常温食品、調味料等の製造、販売		

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	100.0	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 923,723	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 172,495	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5 , 190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	100.0	加工食品の製造、販売

- (注) 1. 出資比率欄の () 内の数字は、間接所有割合を示しております。 2. 当年度末日において、上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は223社、持分法適用会社は14社であります。
 - 3. 当年度末日において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
劣後特約付シンジケートローン	100,000百万円

(注) 劣後特約付シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする4銀行からなる協調融資です。

13. 企業集団の主要な営業所及び丁場

(1) 当社

本 社: 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

支 社 : 北海道支社(北海道) 宮城支社(宮城県) 東京支社(東京都) 愛知支社(愛知県)

大阪支社 (大阪府) 広島支社 (広島県) 香川支社 (香川県) 福岡支社 (福岡県)

その他39支社

工 場: 北関東工場(栃木県) 東海工場(静岡県) 関西工場(京都府) 友部工場(茨城県)

研 究 所 : たばこ中央研究所(神奈川県) 葉たばこ研究所(栃木県) 医薬総合研究所(大阪府)

(注) 九州工場につきましては、2022年3月末に廃止いたしました。また、支社につきましては、2022年4月に15支社体制から47支社体制へ再編いたしました。

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社(東京都) JT International S.A. (スイス) 鳥居薬品株式会社(東京都) 日本フィルター工業株式会社(東京都) Gallaher Ltd.(イギリス) テーブルマーク株式会社(東京都)

(注)()内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況【連結】

区 分	従業員数
たばこ事業	46,163名
医薬事業	1,331名
加工食品事業	4,297名
当社の全社共通業務等	849名
合 計	52,640名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況【単体】

区	分	従業員数	前年度末比増減	平均年齡	平均勤続年数
男	性	4,656名	1,256名減	42.2歳	16.5年
女	性	1,163名	79名減	36.8歳	11.0年
合計又	は平均	5,819名	1,335名減	41.1歳	15.4年

⁽注) 1. 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

^{2.} 従業員数が前期末と比べて1,335名減少しておりますが、その主な理由は、希望退職の実施によるものです。

Ⅲ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

8,000,000,000株

2. 発行済株式の総数

2,000,000,000株

(自己株式 225,146,463株)

3. 株主数

722.051名

所有者別構成比(自己株式を除く)



4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
財 務 大 臣	666,925,200株	37.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	176,102,300株	9.92%
株式会社日本カストディ銀行(投信口)	64,286,400株	3.62%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	46,559,021株	2.62%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	23,290,941株	1.31%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	20,568,543株	1.16%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	18,279,700株	1.03%
バークレイズ証券株式会社 BNYM	18,088,600株	1.02%
J T グ ル ー プ 社 員 持 株 会	11,665,343株	0.66%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	11,211,542株	0.63%

⁽注) 持株比率は、自己株式(225.146.463株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	88,600株	4名
社外取締役	_	_
監査役	_	_

- (注) 1. 当社の株式報酬制度には、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの2種類があります。内容につきましては、事業報告77頁から80頁をご参照ください。
 - 2. 上記の株式数は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式数であります。当社は、当社の執行役員を兼務する取締役4名及び執行役員17名に対して譲渡制限付株式報酬として、2022年5月24日付で自己株式210,200株(うち、取締役分については上記88,600株)を処分しております。当事業年度においてパフォーマンス・シェア・ユニットとして交付された株式数はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

	地	位			氏	名		担当	重要な兼職の状況
取	締	殳 会	長	岩	井	睦	雄		株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 TDK株式会社 社外取締役
取	締 役	副名	会 長	岡	本	薫	明		株式会社よみうりランド 社外監査役 株式会社読売新聞大阪本社 社外監査役 株式会社読売新聞西部本社 社外監査役 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役
代書	表取約	帝役者	生長	寺	畠	正	道	最高経営責任者	JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director
代表	長取締	役副	社長	見	浪	直	博	財務 · Corporate Communications担当	
代表	長取締	役副	社長	廣	渡	清	栄	コーポレート・サステナビリティマ ネジメント・医薬事業・食品事業担当	
取締	節役専利		役員	Ш	下	和	人	コーポレートガバナンス・コンプ ライアンス担当	
取	糸	帝	役	幸	\blacksquare	真	音		作家 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
取	糸	帝	役	長	嶋	由糸	己子		株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 株式会社リクルート 常勤監査役 住友商事株式会社 社外監査役
取	糸	帝	役	木	寺		人		丸紅株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役
取	糸	帝	役	庄	司	哲	也		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 日立造船株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役
常	勤	监 査	15- 4	永	\blacksquare	亮	子		本田技研工業株式会社 社外取締役
常		許 査		Ш	本		博		
常	勤	监 査	役	三	村		亨		芝綜合法律事務所 弁護士
監			役	大	林		宏		大林法律事務所 弁護士 大和証券株式会社 社外監査役 三菱電機株式会社 社外取締役
監	Ī	<u>*</u>	役	吉	或	浩	_		

⁽注) 1. 取締役のうち、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也の4氏は、社外取締役であります。 2. 監査役のうち、三村亨、大林宏、吉國浩二の3氏は、社外監査役であります。 3. 取締役のうち、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也の4氏及び監査役のうち、三村亨、大林宏、吉國浩二の3氏については、株式 会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。

- 4. 監査役 山本博氏は、当社監査部長を務め、吉國浩二氏は学校法人法政大学監事を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5. 取締役副会長 岡本薫明、取締役 庄司哲也の両氏は2022年3月23日付をもって新たに就任いたしました。
- 6. 取締役会長 丹呉泰健氏は、2022年3月23日付をもって退任いたしました。
- 7. 取締役会長 岩井睦雄氏は、2022年3月23日付をもって取締役副会長から取締役会長に就任いたしました。
- 8. 当該事業年度終了後の2023年1月1日付で、執行役員を兼務する取締役の担当に変更があり、見浪直博、山下和人の両氏は業務を執行しない取締役となっております。
- 9. 2022年4月11日付で、代表取締役副社長 見浪直博氏はJT International Holding B.V. Supervisory Board memberを退任しています。
- 10. 2022年6月23日付で、監査役 大林宏氏は日本製鉄株式会社 社外取締役監査等委員を退任しています。
- 11. 当社は、取締役(執行役員を兼務する取締役を除く。)及び監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
- 12. 当社は、上記の取締役及び監査役の全員と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、同項第2号の損失を補償するためには、確定判決又は裁判上の和解の成立(これらと同等の手続的保障があると当社が認めるものを含む。)を前提とすることや、当社の人事・報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決議するものとすることにより、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を請じております。
- 13. 当社は、取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社 との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟 費用及び損害賠償金を塡補することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反する ことを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などは塡補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行 の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	報酬等の	幸	対象となる			
区分	総額(百万円)	基本報酬	役員賞与	譲渡制限付 株式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	対象となる 役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	1,472	584	514	194	180	11
	(73)	(73)	(-)	(-)	(-)	(4)
監 査 役	157	157	_	_	_	5
(うち社外監査役)	(75)	(75)	(-)	(-)	(-)	(3)
合 計	1,629	741	514	194	180	16
(うち社外役員)	(148)	(148)	(-)	(-)	(-)	(7)

- (注) 1. 役員當与は、支給予定の額を記載しております。
 - 2. パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期において費用計上すべき額を記載しております。
 - 3. 上記のうち、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットは業績連動報酬等に該当します。
 - 4. 上記のうち、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットは非金銭報酬等に該当します。
 - 5. 上記には、2022年3月23日付をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1. 役員報酬の方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針については、独立性・客観性を担保するために、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

当該方針において、役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人財を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

2. 役員報酬の構成

役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」、中長期の企業価値と連動する「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」の4本立てとしております。「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」につきましては、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年に導入いたしました。

役員区分ごとの報酬構成については、以下のとおりとしております。

・執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」、「役員賞与」、「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

報酬構成割合は、「役員賞与」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が標準額であった場合、以下のとおりとなります。



- (注) 1. 取締役の職務ごとに異なる構成比率を幅で示しております。
 - 2. 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3:1程度です。
 - 3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。
 - 4. 上記の図は、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットが標準額であった場合における報酬構成比率のイメージであり、会社業績、当社株式の株価、ベンチマーク企業群の報酬水準等に応じて上記割合は変動します。

ご参考:本定時株主総会において、取締役の報酬等の上限に関する議案として、38頁から40頁に記載のとおり、第4号議案「取締役の報酬等改定の件」を提案しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」から構成される中長期インセンティブの報酬構成における割合を高める予定です。

・執行役員を兼務しない取締役(社外取締役を除く)

企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

• 社外取締役

独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。なお、2022年2月14日開催の当社取締役会において、2022年3月23日開催の人事・報酬諮問委員会以降、委員長を独立社外取締役の中から委員の互選によって決定すること、また、本委員会の委員長を務める社外取締役の報酬について、他の社外取締役の報酬水準に、本委員会の委員長の職責に応じた額を加算した水準とすることを決議しております。

・監査役

主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

<取締役・監査役の報酬体系>

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬/パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	0	0	0
11714以前1又	執行役員を兼務しない取締役	0	_	_
社外取締役		0	_	_
監 査 役		0	_	_

3. 役員報酬の総額の上限及び決定方法

当社の取締役(2022年度末時点10名)に対する報酬額については、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会において、基本報酬と役員報酬からなる報酬額の上限について、取締役の総数に対して年額11億円(うち社外取締役分は8千万円)とする旨承認を得ており(同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は9名。うち社外取締役3名)、加えて、2022年3月23日開催の第37回定時株主総会において、社外取締役1名の増員に伴い、社外取締役の総数に対する報酬額の上限を1億円に増額する旨承認を得ております(同決議時点において、本定めに係る社外取締役の員数は4名)。当該報酬に加えて、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役(2022年度末時点4名)に対して付与する譲渡制限付株式報酬は年額2億1千万円以内(株式数としては115,200株以内)、パフォーマンス・シェア・ユニットは年額1億3千万円以内(株式数としては76,800株以内)となっております(同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は4名)。

また、監査役(2022年度末時点5名)に対する報酬額については、2019年3月20日開催の第34回定時株主総会において承認決議を得ており、監査役の総数に対して年額2億4千万円以内となっております(同決議時点において、本定めに係る監査役の員数は5名)。

なお、本定時株主総会において、取締役の報酬等の上限に関する議案として、38頁から40頁に記載のとおり、第4号議案「取締役の報酬等改定の件」を提案しております。

取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群(ベンチマーク企業群)の報酬水準をベンチマーキングすることとしております。具体的には、基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングしたうえで、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、社内規程に定める各種算定方式に従って、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において、決定することとしております。現時点においては、取締役の個人別の報酬の額について、当社の経営及び全社業績を俯瞰し各取締役の職務執行状況による評価を考慮して決定を行うには代表取締役社長が適していると判断し、その決定を委任することとしております。

当年度における報酬についても、人事・報酬諮問委員会における審議内容に則って、基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権及びパフォーマンス・シェア・ユニットの割当てのための金銭報酬債権に関する取締役の個人別報酬額を社内規程に定める各種算定方式に従って、代表取締役社長 寺畠正道が決定しており、取締役会として、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングしたうえで、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

4. 役員報酬の内容

基本報酬について

職務に応じた額を月例で支給いたします。執行役員を兼務する取締役については、持続的利益成長に繋がる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施いたしません。

・役員賞与について

単年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に対して役員賞与を支給します。役員賞与の算定に係る指標は、持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点、また、中長期での持続的な成長に向けた指標を設定する観点から、為替一定core revenue、為替一定調整後営業利益、財務報告ベースの調整後営業利益、当期利益、RRP指標 (注) を設定しております。業績評価結果適用の割合は、為替一定core revenueを15%、為替一定調整後営業利益を35%、財務報告ベースの調整後営業利益を25%、当期利益を25%としており、財務報告ベースの実績が占める割合は全体の50%としております。当該指標の達成度合いに応じた支給率は、0~190%の範囲で変動し、その結果に対してRRP指標の達成度合いに応じて-10%/0%/10%のいずれかを加減算します。なお、支給対象である取締役に一定の非違行為があった場合には、当該役員は支給済みの役員賞与の一部を会社に返還することとしております。

(注) 注力分野であるRRP (Reduced-Risk Products) に関する戦略の実行及び達成度合いに係る定性評価指標です。

当年度における役員賞与に係る全社業績の評価指標及び実績は以下のとおりです。

<u> </u>	2022年12月期			
全社業績の評価指標(連結) 	目標	実績		
為替一定core revenue	22,290億円	23,385億円		
為替一定調整後営業利益	6,350億円	6,657億円		
財務報告ベースの調整後営業利益	6,110億円	7,278億円		
当期利益 (親会社所有者帰属)	3,560億円	4,427億円		

・譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役(以下「対象取締役」という。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます(割当ては、自己株式処分の方法により行う)。本制度による当社普通株式の処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引 所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎 として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

i. 金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額2億1千万円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年115,200株以内とします。なお、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の承認以降、株式分割・株式併合その他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

なお、本定時株主総会において、取締役の報酬等の上限に関する議案として、38頁から40頁に記載のとおり、第4号議案「取締役の報酬等改定の件」を提案しております。

ii. 譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間(以下「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の一切の処分行為をすることができません。

ii.譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

iv. 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める 事由に該当する場合に、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることとします。

v.組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができることとします。

・パフォーマンス・シェア・ユニットについて

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上に加え、中期での業績達成への更なるコミットを企図した業績連動型の株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役を対象とし、支給対象年度から開始する3ヶ年の事業年度からなる業績評価期間(以下「業績評価期間」という。) (注) の経過後、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成度合いに応じて、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給します。なお、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成度合いは、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます(割当ては、自己株式処分の方法により行う)。

なお、当社普通株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記数値目標の達成度合いに応じて当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を支給するため、業績評価期間終了までは、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、並びに支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の額並びに交付する株式数はいずれも確定しておりません。

(注) 制度導入当初の支給対象年度は2020年であり、業績評価期間は、2020年12月31日で終了する事業年度から2022年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2021年の業績評価期間は、2021年12月31日で終了する事業年度から2023年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2022年の業績評価期間は、2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度です。2023年度以降も、株主総会でご承認いただいた報酬上限の範囲内で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を対抗な業績評価期間とする業績運動型株式報酬の実施を予定しています。



本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

i. 金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は年額1億3千万円以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年76,800株以内とします。2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の承認以降、株式分割・株式併合その他割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

なお、本定時株主総会において、取締役の報酬等の上限に関する議案として、38頁から40頁に記載のとおり、第4号議案「取締役の報酬等改定の件」を提案しております。

ii. 各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、本制度において使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたり必要となる指標を、当社人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、決定します。なお、2020年度及び2021年度から始まる業績評価期間の評価指標は、株主の皆様と価値共有する観点から、当期利益を設定しております。また、2022年度から始まる業績評価期間の評価指標には、株主の皆様との更なる評価・被評価の観点の一致を図るべく、当期利益に加え、新たにESG指標を導入しました。2022年度のESG指標は、ネットゼロの実現に向けた取組みに係る指標とし、具体的には温室効果ガス排出削減目標の達成度合いを評価項目としています。

具体的な算出については、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定し (ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする)、②の計算式に基づき、各対象取締役に 納税資金として支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は就任等の場合には当社取締 役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人に交付する当社普通株式の数又は金銭の額を合理 的に調整する場合があります。なお、各対象取締役に対して①の計算式に基づき算定した数の当社普通株式の 割当て数が、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数の上限を超える場合には、当該総数の上限を超え ない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法に より減ずることとします。

- ① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数 基準株式ユニット数 (注1) × 支給割合 (注2) × 50%
- ② 各対象取締役に支給する金銭の額 (基準株式ユニット数 ^(注1) ×支給割合 ^(注2) - 上記①で算定した当社普通株式の数) ×交付時株価 ^(注3)
- (注) 1. 各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定します。
 - 2.2020年から始まる業績評価期間及び2021年から始まる業績評価期間においては、当期利益の達成度合いに応じて、0~200%の範囲で変動します。2022年から始まる業績評価期間においては、当期利益の達成度合いに応じて、0~190%の範囲で変動し、その結果に対してESG指標の達成度合いによって-10%/0%/10%のいずれかを加減算します。
 - 3. 業績評価期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値)を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

iii. 交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。

- ①支給対象年度中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

iv. 組織再編等における取り扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏 名	兼職先	役 職
		作家	
	幸田真音	株式会社日本取引所グループ	社外取締役
		三菱自動車工業株式会社	社外取締役
		株式会社リクルートホールディングス	常勤監査役
	長 嶋 由紀子	株式会社リクルート	常勤監査役
取締役		住友商事株式会社	社外監査役
取締役	木寺昌人	丸紅株式会社	社外取締役
		日本製鉄株式会社	社外取締役
		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	相談役
		サッポロホールディングス株式会社	社外取締役
	庄 司 哲 也	日立造船株式会社	社外取締役
		三菱倉庫株式会社	社外取締役
	三 村 亨	芝綜合法律事務所	弁護士
bt 本 你		大林法律事務所	弁護士
監査役	大 林 宏	大和証券株式会社	社外監査役
		三菱電機株式会社	社外取締役

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。
 - 2. 2022年6月23日付で、監査役 大林宏氏は日本製鉄株式会社 社外取締役監査等委員を退任しています。

(2) 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
	幸田真音	幸田氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、財務、IR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	長 嶋 由紀子	長嶋氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、 同氏は、事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監 査役としての経験に基づく客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバ ナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やサステナビリティ戦略 等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
取締役	木寺昌人	木寺氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、 同氏は、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて 培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見に基づき、当社グループのコー ポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、カントリーリスク 等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	庄 司 哲 也	庄司氏は、2022年3月23日就任以降の当事業年度に開催した9回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、企画・人事・グローバル展開・デジタライゼーションの推進等における幅広い経験に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略や事業運営体制等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	三村 亨	三村氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、15回の 監査役会のすべてに出席し、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法 務等の深い見識に基づき、当社の危機管理体制を含むガバナンス体制等に関する助言・ 提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
監 査 役	大林 宏	大林氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、15回の 監査役会のすべてに出席し、法曹界等における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社 の内部通報体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役として の職責を十分に果たしました。
	吉國浩二	吉國氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、15回の 監査役会のすべてに出席し、事業部門・間接部門全般に精通した経営に関する豊富な経 験と幅広い見識に基づき、当社の組織風土を含むガバナンス体制等に関する助言・提言 を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。

⁽注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第4項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員の報酬等の総額

∇ A	1	性外取締役	1	社外監査役		計
	員数	報酬等の額	員 数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	4名	73百万円	3名	75百万円	7名	148百万円

₩ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ①公認会計十法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額

②公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額 85百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 553百万円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

350百万円

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 (1) ①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサステナビリティマネジメント及びIT領域に関するアドバイザリー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

(単位	7:	百万	5円

科目	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	866,885
営業債権及びその他の債権	477,239
棚卸資産	691,906
その他の金融資産	37,677
その他の流動資産	649,181
小計	2,722,889
売却目的で保有する資産	702
流動資産合計	2,723,591
非流動資産	
有形固定資産	775,957
のれん	2,446,063
無形資産	246,442
投資不動産	9,495
退職給付に係る資産	57,792
持分法で会計処理されている投資	56,943
その他の金融資産	140,366
繰延税金資産	91,430
非流動資産合計	3,824,487
資産合計	6,548,078

科目	金額
流動負債	
営業債務及びその他の債務	540,089
社債及び借入金	137,308
未払法人所得税等	37,470
その他の金融負債	40,065
引当金	26,610
その他の流動負債	781,093
小計	1,562,635
売却目的で保有する資産に直接関 連する負債	29
流動負債合計	1,562,664
非流動負債	
社債及び借入金	821,003
その他の金融負債	41,735
退職給付に係る負債	244,116
引当金	26,490
その他の非流動負債	195,248
繰延税金負債	40,061
非流動負債合計	1,368,653
負債合計	2,931,317
資本	
資本金	100,000
資本剰余金	736,400
自己株式	△490,183
その他の資本の構成要素	104,309
利益剰余金	3,089,909
親会社の所有者に帰属する持分	3,540,435
非支配持分	76,326
資本合計	3,616,761
負債及び資本合計	6,548,078

連結損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

					(単位:百万円)
		科目			金額
売	上		収	益	2,657,832
売	上		原	価	△1,090,989
売	上	総	利	益	1,566,843
そ	の他	の営	業 収	益	20,262
持	分法に	よる	投資利	益	8,009
販	売 費 及	び - 般	管 理 費	等	△941,538
営	業		利	益	653,575
金	融		収	益	31,147
金	鬲虫		費	用	△91,272
税	引	前	利	益	593,450
法	人 所	得	税 費	用	△149,277
当	期		利	益	444,174
当	期利	益	の 帰	属	
=	ניו) נא	ш	VУ /п	冲	
	親会	社 の	所 有	者	442,716
	非 支	配	持	分	1,458

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位:百万F	7円)
---------	-----

(資産の部) 流動資産	459,260
流動資産	
現金及び預金	193,376
売掛金	31,739
有価証券	18,000
商品及び製品	25,424
半製品	84,534
仕掛品	1,815
原材料及び貯蔵品	32,017
前渡金	2,440
前払費用	5,040
関係会社短期貸付金	38,649
その他	26,255
貸倒引当金	△29
固定資産	1,904,007
有形固定資産	165,044
建物	69,893
構築物	2,066
機械及び装置	34,722
車両運搬具	536
工具、器具及び備品	9,996
土地	47,298
建設仮勘定	533
無形固定資産	175,692
特許権	194
商標権	49,196
ソフトウェア	11,652
のれん	107,313
その他	7,337
投資その他の資産	1,563,271
投資有価証券	22,358
関係会社株式	1,495,647
関係会社長期貸付金	6,069
長期前払費用	7,335
繰延税金資産	16,987
その他	15,030
貸倒引当金	△154
資産合計	2,363,267

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	682,250
買掛金	10,445
1年内償還予定の社債	60,000
リース債務	230
未払金	72,620
未払たばこ税	72,925
未払たばこ特別税	8,791
未払地方たばこ税	82,013
未払法人税等	1.863
未払消費税等	28,711
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	318,412
賞与引当金	5,675
その他	20,565
固定負債	312,374
社債	65,000
長期借入金	140.000
リース債務	152
退職給付引当金	101,421
その他	5,800
負債合計	994,623
(純資産の部)	
株主資本	1,357,011
資本金	100,000
資本剰余金	736,400
資本準備金	736,400
利益剰余金	1,010,794
利益準備金	18,776
その他利益剰余金	992,018
新事業開拓事業者	331
投資損失準備金	
圧縮記帳積立金	34,780
圧縮記帳特別勘定	574
繰越利益剰余金	956,333
自己株式	△490,183
評価・換算差額等	10,631
その他有価証券評価差額金	6,903
繰延ヘッジ損益	3,728
新株予約権	1,001
純資産合計	1,368,643
只頂代貝住口司	2,363,267

損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位・日月円)	(単位	:	百万円)	
----------	-----	---	------	--

		(十座・凸/51 3/		
科目		金	額	
売上	高		542,181	
売 上 原	価		173,609	
売 上 総 利	益		368,572	
販売費及び一般管理	費		303,998	
営 業 利	益		64,574	
営 業 外 収	益			
受 取 利	息	78		
受 取 配 当	金	204,825		
その	他	8,205	213,108	
営 業 外 費	用			
支 払 利	息	1,686		
社 債 利	息	456		
その	他	1,806	3,948	
経常利	益		273,734	
特 別 利	益			
固定資産売却	益	6,459		
事 業 譲 渡	益	39,005		
その	他	5,504	50,968	
特 別 損	失			
固定資産売却	損	478		
固定資産除却	損	3,857		
減 損 損	失	4,381		
事 業 構 造 強 化 費	用	1,642		
その	他	4,290	14,647	
税引前当期純利	益		310,055	
法人税、住民税及び事業	É 税	17,701		
法人税等調整	額	8,893	26,594	
当 期 純 利	益		283,461	

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

肖幸

日本たばこ産業株式会社 取締役 会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員公認会計士丸地 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

航史 公認会計士 石川

指定有限責任社員 公認会計士 松下 陽一 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日ま での連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の 作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求めら れる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結 計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監 査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしてい る。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにあ る。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内 容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重 要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告するこ とが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開 示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

日本たばこ産業株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継 続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が 作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を 図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 永田 売子 印 常勤監査役 山本 博印

常勤監査役 三 村 亨 ⑩

監査役 大林 宏卿

監査役 吉國浩二 ⑩

(注) 常勤監査役 三村 亨、監査役 大林 宏及び吉國 浩二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

X	ŧ	
^	τ	

Х	Ŧ			



第38回定時株主総会 会場ご案内図

ザ・プリンス パークタワー東京

地下2階

「ボールルーム

東京都港区芝公園四TF18番1号 電話(03)5400-1111(代表)

開催日時: 2023年3月24日 (金) 10:00~(受付開始9:00)



交通機関のご案内

都営地下鉄「三田線」にて

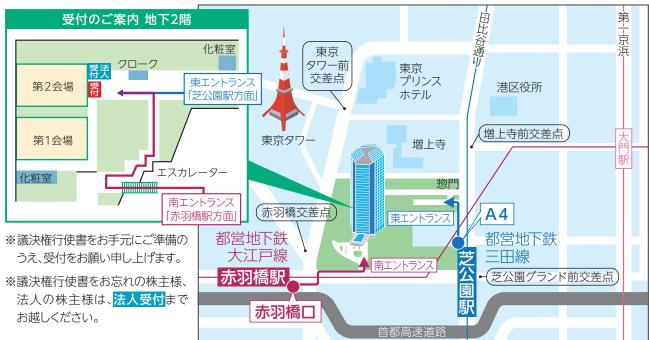
芝公園駅 | A4 出口から …………… 徒歩7分

(東エントランス経由 会場まで)

都営地下鉄「大江戸線」にて

赤羽橋駅 赤羽橋口 出口から ……… 徒歩10分

(南エントランス経由 会場まで)



株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮 のうえ、インターネット又は郵送による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会のお土産はご用意しておりません。

お願い:お車でのご来場はご遠慮願います。

[東京プリンスホテル]ではございませんので、お間違えのないようご留意ください。





